



九度山町第5次 長期総合計画 後期基本計画

令和8年度～12年度

計画案

「知恵と対話」で守り創造する
自然と歴史・文化のわがふるさと

紀州九度山

令和8年3月

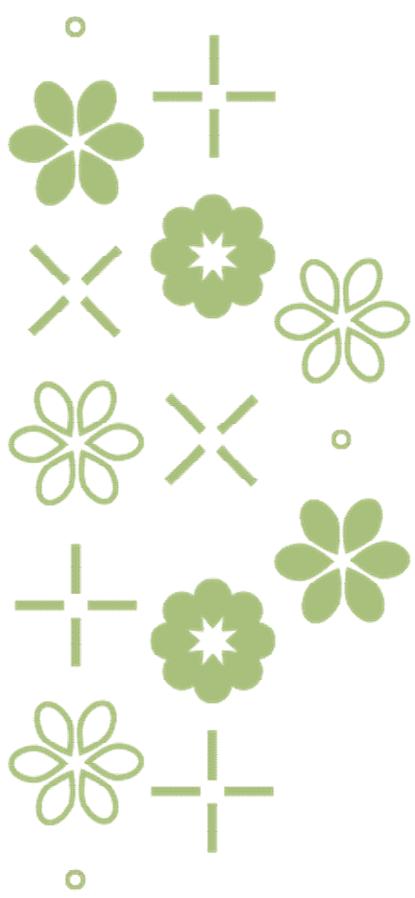
九度山町
KUDOYAMA TOWN

目 次

序 章 基本計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の目的.....	2
2 計画の性格.....	2
3 計画の目標年度.....	2
4 計画の構成.....	3
5 計画の施策体系.....	3
第1章 元気ある交流のまちづくり.....	5
1－1 観光の振興.....	6
1－2 新たな居住促進.....	9
1－3 地域間交流の推進.....	11
1－4 情報発信.....	13
第2章 自然の実りを活かした産業の振興.....	15
2－1 農林業の振興.....	16
2－2 商業の振興.....	20
2－3 工業の振興.....	22
第3章 安全・安心でうるおいのあるまちづくり.....	25
3－1 生活環境基盤の整備.....	26
3－2 消防・防災体制の整備.....	30
3－3 道路網等の整備.....	35
3－4 公共交通の充実.....	38
3－5 交通安全・防犯対策の推進.....	40
第4章 豊かなこころを育む教えと学びのまちづくり.....	43
4－1 学校教育の充実.....	44
4－2 社会教育の充実.....	48
4－3 歴史・文化とスポーツの振興.....	52
第5章 健やかでやすらぎのあるまちづくり.....	57
5－1 保健・医療の充実.....	58
5－2 社会福祉の充実.....	63
5－3 子育て支援の充実.....	71
第6章 住民との協働と効率的な行財政運営等の推進.....	75
6－1 町民参加による行政運営の推進.....	76
6－2 行財政の健全化と効率的な運営.....	78
6－3 広域的な行政活動の推進.....	80



序章 基本計画の策定にあたって



1 計画策定の目的

本町では昭和47年（1972年）に長期総合計画を策定して以来、5次にわたり計画の見直しを行なながら町政を推進してきました。しかし、今日の地方自治体をとりまく社会・経済環境は、人口減少や少子高齢化の進行、生活インフラの老朽化、災害リスクの増大、価値観の変化やライフスタイルの多様化に加え、デジタル化の急速な進展など大きく変化しています。本町においても地方分権の推進と相まって、行政に対する町民の要望は一層多様化・高度化しています。このような状況において、本町では限られた財源を有効に活用し、地域の実情に即した、真に必要なサービスを町民に提供し、活力ある地域づくりを進めていくことが重要です。

本計画は、前期計画のまちづくりの成果を踏まえ、本町を取り巻く環境の大きな変化や現状の課題に対応し、豊かで住みやすいまちづくりを目指すための基本的な方向を示すものです。

2 計画の性格

本計画は、九度山町におけるまちづくりの将来像を明確にし、将来目標とその目標を達成するための施策の方向を定めたものであり、町行政の基本方針となるもので、次の性格を持っています。

- ① 本計画は、九度山町が行うまちづくりの基本となる計画で、本町の最上位の計画と位置づけます。また、国や県の関連計画との整合性を図ります。
- ② 本計画の推進にあたっては、行政のみならず、町民の理解と積極的な参加のもとに行うものとします。
- ③ 本計画は、計画期間内であっても社会経済事情の変化や施策・事業の評価・改善等により積極的に見直しを行います。
- ④ 本計画は、九度山町まち・ひと・しごと創生総合戦略とも整合性を図り、産官学金等と連携したものとします。
- ⑤ 本計画は、食育基本法第18条に基づく市町村食育推進計画を包含しています。

3 計画の目標年度

本計画は、令和8年度（2026年度）を初年度とし、令和12年度（2030年度）を目標年度とします。

4 計画の構成

本計画は、本町が掲げる将来像の実現に向けて、基本構想（令和3年策定）に示した6項目の基本目標に基づき、基本計画の施策の方向性を示し、具体的な施策をまとめたものです。

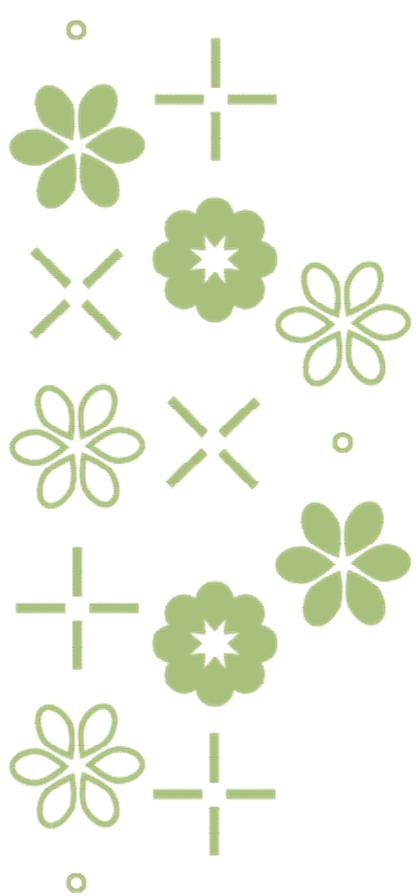
5 計画の施策体系

本計画の施策体系は以下の通りとします。





第1章 元気ある交流のまちづくり



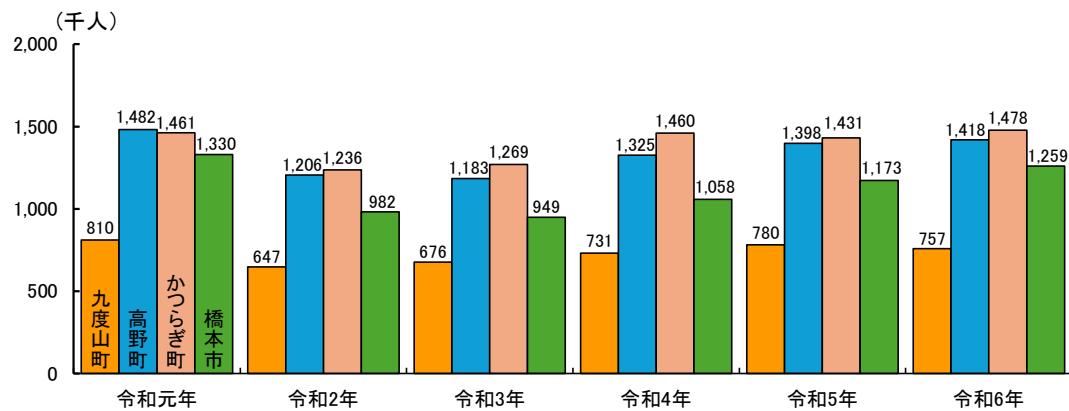
1－1 観光の振興

◆ 現況と課題

本町は、世界遺産登録や真田一族ゆかりの地など、歴史豊かな町です。平成26年（2014年）に道の駅が開業し、翌年の京奈和自動車道整備により観光客が大幅に増加しました。令和2年（2020年）は「女人高野」が日本遺産に認定され、本町の魅力再発見につながりました。「くどやま芸術祭」は令和7年（2025年）秋で第4回目を迎えました。観光客数の推移としては、令和6年は75.7万人と高水準を維持しています。

今後は広域連携による観光ネットワークづくり、観光客へのおもてなしの充実、国内外への情報発信など、観光を活かした産業振興や雇用創出が重要となっています。

▼橋本・伊都圏域観光客数推移（宿泊十日帰り客）



資料：県観光客動態調査報告書

◆ 基本方針

本町の特色である自然や歴史・文化などの多様な観光資源を活かし、観光拠点となる施設を核とした観光交流を活発にし、産業の振興や雇用の創出に結び付けるために、行政、民間事業者、町民が一体となり協働した観光のまちづくりを進めます。

◆ 主要施策

1 観光拠点の整備・活用

ア 観光・余暇活動施設の活用・充実

- 「真田庵」や「真田ミュージアム」を活用し、情報発信の充実を図るとともに、歴史的なまちなみや文化遺産の活用に取り組みます。情報発信の際には、VR・360度映像などのデジタルコンテンツを活用し、町内外の人々にわかりやすく魅力を発信します。
- 旧古沢小学校などの遊休施設を有効活用し、都市部との交流の拠点とします。特に校庭の有効活用策について先行して検討を行います。

イ 駐車場の整備

- 道の駅駐車場の有効活用を進めるとともに、イベント時の駐車場の確保に努めます。

2 観光産業の育成と人づくり

ア 観光産業の支援と育成

- 新たな体験型農業観光の周知を支援します。
- 体験型観光の魅力向上を図るため、事業者によるオンライン予約・決済システムの導入支援策について検討を行います。
- 本町の特性を活かした土産物の開発、販路拡大に向けて民間事業者と連携した取組を推進します。
- 農林業、商工業と連携した新しい観光産業の起業・創業に取り組みます。
- 「九度山町起業創業支援事業補助金」の交付により、新規参入者への支援を行います。

イ 観光に携わる人材の育成、振興組織の育成・充実

- 行政・市民・事業者が協働した観光の振興を図るため、住民クラブや真田関連の活動団体等へまちづくり補助金等により支援を行います。
- 語り部2団体の人材養成と人員拡大のための周知などを支援し、組織の充実を図ります。また、他団体との交流（先進地視察・人材交流等）を図り、広域的な活動を支援します。
- 九度山町の自然、歴史・文化を多くの町民が語れるよう、学校でのふるさと教育や町民を対象にした研修、勉強会を充実し、観光客へのおもてなしの向上に取り組みます。

3 観光客誘致と集客の促進

ア 参加・体験型観光の推進

- 真田幸村にゆかりのあるスポットで民間事業者と連携したイベントの取組を検討します。
- 「くどやま芸術祭」などの芸術の振興により、観光や商業と連携し、賑わいの創出を推進します。
- 道の駅を核とした、手づくり体験メニューなど農林業と連携した体験農業などの広域的な情報発信を支援します。

イ 町内の観光資源のネットワーク化

- 観光客が1日回遊できるよう、統一性のある観光サインを整備し、自然、歴史・文化の特徴ある情報発信の取組を推進します。
- 外国人観光客も安心して町内を回遊できる環境づくりに取り組みます。
- NHK大河ドラマ「真田丸」の撮影スポットとなった長野県上田市など、真田ゆかりの地と連携した観光ルートの検討を行います。

ウ 広域連携による観光ルートの整備・発信

- 世界遺産高野地域として周辺市町や和歌山県と連携を図り、広域的な観光キャンペーンなどの取組を推進していきます。
- 令和2年6月に認定された日本遺産「女性とともに今に息づく女人高野～時を超える、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～」を活用し、情報発信や調査研究など継続的な取組を、関係団体と連携を図りながら推進します。

1－2 新たな居住促進

現況と課題

本町では人口減少が進み、年少人口は総人口の1割未満、老人人口は4割を超えて少子高齢化が進んでいます。人口動態は令和5年を除き、自然増減と社会増減ともに減少し、進学や結婚、住宅購入などを理由に若年層の転出が目立ちます。

令和7年(2025年)2月の町民アンケートによると73.5%が「住み続けたい」と回答し、ふるさとへの愛着が強いことが示されています。しかし、交通や買物の不便さを挙げる声が多い側面があります。

移住・定住に向けた環境整備を推進し、特に若い世代が住みやすいまちづくりが求められています。

▼年齢階層別人口の推移

年齢区分	平成22年			平成27年			令和2年		
	総計	男	女	総計	男	女	総計	男	女
年少人口(0～14歳)	471	226	245	361	184	177	286	149	137
生産年齢人口(15～64歳)	2,698	1,293	1,405	2,169	1,057	1,112	1,773	855	918
老人人口(65歳以上)	1,783	743	1,040	1,845	775	1,070	1,792	774	1,018
合 計	4,963	2,268	2,695	4,377	2,016	2,361	3,856	1,782	2,074

資料：国勢調査

▼人口動態

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自然 増減	出生数	11人	14人	9人	10人	11人	7人
	死亡数	98人	71人	72人	100人	92人	104人
	増減	▲87人	▲57人	▲63人	▲90人	▲81人	▲97
社会 増減	転入者	61人	54人	76人	37人	243人	110人
	転出者	112人	107人	108人	88人	114人	141人
	増減	▲51人	▲53人	▲32人	▲51人	129人	▲31人
増減数		▲138人	▲110人	▲95人	▲141人	48人	▲128人

資料：住民基本台帳

◆ 基本方針

人口流出の抑制と流入人口の増加を図るため、移住・定住の促進、空き家や公営住宅の有効活用、結婚や出産、子育て中の若い世代への住宅支援を積極的に推進します。

◆ 主要施策

1 定住環境の整備

ア 新婚・若者世帯の定住促進

- 新たに本町に定住する新婚及び子育て世帯へ地域優良賃貸住宅及び単独住宅の家賃補助及び民間賃貸住宅の活用を促進するための家賃補助を継続します。また、定住促進支援補助金（新築補助金）についても継続します。
- 和歌山県や近隣市町と連携し、定期的な移住・定住セミナーを実施するとともに、情報発信の充実を図ります。

イ 定住者の受入環境の整備

- UJターンのワンストップ窓口を活用した移住相談を推進し、移住・定住支援を行います。
- 移住・定住者へ補助金制度や町の生活情報の周知を図り、本町への転入を促進します。

ウ 宅地の整備促進

- 新たな定住に向けて公営住宅の建設を検討します。

エ 空き家等の利用促進

- 空き家バンク登録制度を推進します。
- 空き家の調査・把握、登録、管理業務について、デジタル化の検討を行います。デジタル化により、情報共有を行える体制を目指します。
- 本町に移住するために空き家バンク登録物件を購入し、移住する方へ、改修費などの支援を図ります。

1-3 地域間交流の推進

◆ 現況と課題

平成26年（2014年）に道の駅がオープンし、京奈和自動車道の整備により観光客が増加しました。真田一族ゆかりの都市との交流が活発化し、特に長野県上田市とは姉妹都市としての交流が活発化しました。

「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録や「女人高野」の日本遺産認定により、外国人観光客も増加しています。

今後はこれらの観光資源を活かし、文化・スポーツ・芸術を通じた交流を推進し、多言語対応やSNS活用による国内外への発信強化を進めていくことが求められています。

◆ 基本方針

伊都・橋本地域の市町との連携交流をこれまで以上に活発にするとともに、これまで交流の深かった長野県上田市や真田一族とゆかりのある都市との新しい交流事業を活発にし、本町の交流人口の増加を図っていきます。外国人観光客の対応として、道の駅や「真田ミュージアム」を活用した手作り体験や体験農業を通した交流ができる体制を整備し、関係機関・関係団体と連携した国際交流を促進します。

◆ 主要施策

1 姉妹都市（上田市）との交流

ア 様々な分野での交流促進

- 両市町の住民同士の交流を様々な分野で促進し、住民レベルで交流を図ることにより、互いの活性化を推進します。
- 地域に根ざした交流を目指し、農業・商業・工業・教育等各分野での取組を推進するとともに、定期的に町民との交流を図るため、ツアーを実施します。
- 児童生徒間の交流を積極的に行い、次世代を担う子どもたちの視野を広げ、両市町の真田一族の歴史を語れる人づくりなど、豊かな地域社会づくりへの人材育成を推進します。
- 真田幸村ゆかりの地として繋がりのある長野県上田市などと連携した観光ルートを検討します。

2 国際交流の推進

ア 国際交流の促進

- 本町の基幹産業である農業の販路拡大のため、海外、特に台湾を中心に観光プロモーション活動を積極的に進め、国際交流を図っていきます。また、白浜町・九度山町・高野町広域観光協議会の主要事業として、国外プロモーション（台湾）を実施します。

- ALTによる保育所・幼稚園、小中学校での英語学習のほか、公民館での英語教室を実施し、将来に向けて国際感覚豊かな人材の育成を図ります。

イ 国際化に対応した情報の発信

- 観光ホームページの多言語版を制作し、海外への情報発信の充実を図ります。
- 外国人観光客に対応した取組を進めます。

3 その他の地域との交流促進

ア 各種団体が実施する地域交流事業の支援

- 町内の語り部やまちづくり協議会等が実施する各種の地域交流事業を支援します。

イ 道の駅や「真田ミュージアム」を核とした地域交流の推進

- 道の駅やまちなかの観光拠点「真田ミュージアム」で真田一族関連イベントや物産販売イベント（マルシェ）を開催し、地域交流を推進します。

4 伊都・橋本地域の市町との交流の活発化

ア 観光交流の広域連携の充実

- 近年は、特に海外からの観光客や地域資源を活用した交流人口が増加傾向にあることから、イベント等の情報発信とともに、地域資源を活用した新しい観光ルートの開発のために、橋本市、かつらぎ町、高野町と連携の強化を図り、広域的観光ルートの設定など、広域観光の充実を推進します。

5 日本遺産構成市町との連携

- 本町とともに日本遺産を構成する、河内長野市、宇陀市、高野町と連携を深め、シンポジウムやイベントを開催し、広域的な観光ルートの充実を推進します。

1-4 情報発信

◆ 現況と課題

令和7年（2025年）2月の町民アンケートによると、60.8%が「インターネットを利用している」と回答しており、うち57.7%がSNS（ソーシャルネットワークサービス）を情報収集などの目的のために利用しています。

近年は外国人観光客や、海外への農産物の出荷が増加していることから多言語による情報発信も求められています。

関連情報を、X（旧ツイッター）やフェイスブックなどのSNSを効果的に利用することにより、国内外へ広く観光情報を発信したり、農業生産者が消費者と直接つながり農産物の販路が拡大することを期待できます。

◆ 基本方針

国内外にわたり、観光や農業関連事業の情報発信の取組を促進します。また、移住・定住情報や子育て支援、教育分野などの本町の特徴のある施策の情報発信の強化を図っていきます。

◆ 主要施策

1 情報発信力の強化

ア 様々な媒体を利用した町の魅力の情報発信

- 町内の各種イベントや見どころなどの情報発信を強化します。
- 真田一族にゆかりのある市町村と連携した情報発信の充実を図ります。
- 様々なSNSの活用を強化し、本町の魅力を若年層に発信していきます。
- 広報紙と町ホームページの両方を使い、適切な情報発信を行うとともに、ホームページへのウェブアクセシビリティ（誰でも使用できる状態の事）対応を推進し、情報発信のバリアフリー化を図ります。

イ UJ1ターン希望者への情報発信

- 和歌山県空き家バンク、全国移住ナビを活用し、本町の移住・定住情報の発信を図ります。
- 移住・定住セミナー実施の案内やリーフレット制作の検討を行い、移住・定住への優遇措置などの情報を発信していきます。

ウ 多言語による情報発信

- 外国人観光客や農産物の海外への出荷が増加していることから、観光交流情報や農産物関連情報については、多言語による情報発信を促進します。

2 ICTによる地域経済活性化

ア インターネットを活用した商品やサービスの販売促進

■本町の資源を活かした産地直送販売や観光サービスなどの情報を提供し、地域経済の活性化を図ります。



第2章 自然の実りを活かした産業の振興



2-1 農林業の振興

現況と課題

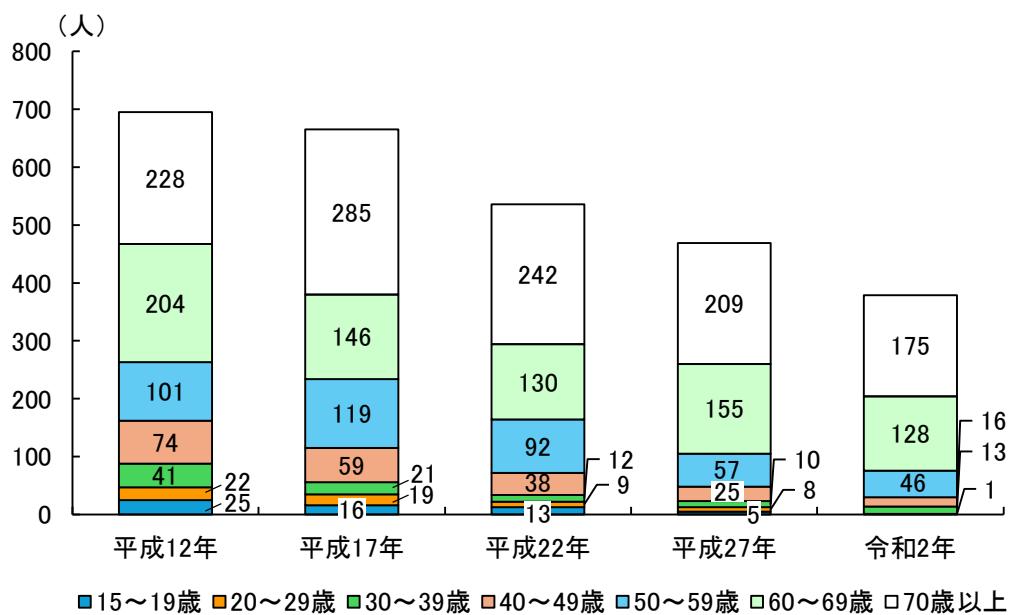
本町の農業は柿を基幹作物として展開し、富有柿がブランドとなっています。国内向けては嗜好変化や果樹輸入による需要の伸び悩みや、高齢化や後継者不足が深刻な問題となっています。

一方で、健康志向の果樹としての海外輸出、農業体験や民泊が増加しており、観光客を対象とした農業ビジネス展開が課題となっています。

新規就農者・法人支援を通じた魅力ある農業の発展による担い手育成が求められています。

本町の林業は豊かな森林資源を活用し、木材や木炭、木酢液、マキ、シキミなどを生産してきました。農業と同様に従事者の高齢化や木材価格低迷により厳しい経営環境にあります。都市住民や民間事業者、大学等と連携した森林の保全・活用策の推進が必要とされています。

▽農業就業者人口年齢階層別人口（販売農家）



(注)令和2年は、農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員（経営主を含む）数

資料：農林業センサス

基本方針

本町は柿を基幹作物とする農業が主要な産業となっていることから、柿の高付加価値化を目指し、流通・販売体制の確立によるブランド化を促進します。

また、農業経営の安定化を図るために、新たな加工品開発、観光との連携や産直施設への出荷を見据えた生産など、経営の多角化を促進します。

森林資源については、水源の涵養機能保持や環境保全等に努めるとともに、森林浴やレクリエー

ション等の交流人口の増加とバイオマスエネルギー等の木材資源の活用など、多面的な資源活用の検討を進めます。

◆ 主要施策

1 柿を活かした農業の振興

ア 柿のブランド化の推進

- 「九度山の富有柿」をブランドとして定着させ、他の産地との差別化を図るために、適正な栽培管理による高品質な柿の生産拡大と品種構成の適正化に努めます。また、和歌山県や農業協同組合、大学等の研究機関及び生産者と連携し、高品質の柿づくりを目指します。
- 農業協同組合や選果場、農業生産者団体、和歌山県、周辺市町と連携し、販促PRや流通販売ルートの充実及びWEBの活用により、海外をはじめとする新規販売ルートの開発を推進します。また、各種情報媒体を利用した販売戦略を構築し、付加価値の高い九度山のブランド柿「富有柿」として販売先を増やし、新たな販売方法を検討します。

イ 農業生産基盤の整備

- 担い手の高齢化に対応し、作業しやすい農地づくりを進め、農作業の省力化、効率化を図るために、既設の農業用施設の補修を促進します。また、補修による既設農道の長寿命化を図ります。
- 農業の機械化、AIの活用などを支援し、省力化・効率化を推進します。

2 新たな農業展開の推進

ア 複合栽培の促進

- 柿に特化した農業経営にかかるリスクを分散し、農業収入の安定化を図るために、柑橘類など他の果樹や野菜、花き等、道の駅などの産直市場で販売できる農産物の生産の導入を促します。

イ 経営多角化の促進

- 柿の販路を拡大するために、道の駅などの産直市場の活用を図るとともに、「大収穫祭IN九度山」のようなイベントを継続し、消費者の定着・拡大を図ります。また、和歌山県、大学等の研究機関等と連携し、柿の加工品の開発を促進し、付加価値の向上と生産品の有効活用を促します。
- 農業を活用した観光交流を促すために、「農作業や収穫体験」、「農家民泊」等の普及に努めます。

ウ 安定経営の魅力的な農家モデルの構築

- 遊休地などを活用した農業経営規模の拡大や機械化による効率経営などを視野に入れた、農業の魅力化を図るために農業の法人化を支援します。

工 有害獣対策の推進

■補助金等を活用した防護柵の設置だけでなく、個体数減少に向け、町獣友会はもとより、伊都地域全体で対策を講じ、計画的な捕獲を実施します。

3 農業の担い手づくり

ア 後継者の育成

■豊かな自然と良好な居住環境の中で、安定経営の魅力的な農家モデルの構築を促し、後継者にとって魅力的な産業となるような経営環境の構築に努め、新規卒業者だけでなくUJIターン者、地域おこし協力隊を受け入れて、新たな担い手として育成します。

イ 新規就農者への支援

■大阪都市圏から約1時間という立地条件と豊かな自然と良好な居住環境、及び魅力ある経営環境を実現するとともに、農林大学校などを活用した農業技術研修、地元の受け入れ体制の整備などにより新規就農者への増加、定着を促します。

■国の「農業人材力強化総合支援事業」の活用により、新規に就農を目指す方に対し、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを総合的に支援します。

4 その他農業の振興策の推進

ア 遊休農地等の有効活用

■耕作放棄地の増加に対応するために、農地中間管理機構の活用などにより、遊休農地の斡旋など農地の集積や農業の法人化による経営規模の拡大を図り、地域で連携し遊休農地の活用を推進します。また、中山間地域等直接支払制度の活用や有害獣対策の推進等により、遊休農地の発生を未然防止するとともに、担い手による資金の効果的な活用を図り、農地の維持に努めます。

イ 魅力ある農業環境づくり

■家族経営協定農家や魅力ある経営づくりを目指す認定農業者の確保を推進し、農業振興協議会を核として地域づくりを進め、農業後継者に魅力ある農業環境づくりを推進します。

5 森林資源の保全と活用

ア 森林資源の保全

■公有林のうち直営林については、町の将来における財産の蓄積と国土保全のために、間伐及び枝打ちの保育事業を実施するとともに、水源の涵養、環境保全等に努め、広葉樹の植林を推進します。併せて、全ての森林で町民や近隣住民及び都市住民が森林の保全に参加できるような機会を創出するとともに、森林浴やレクリエーションの場として自然に親しむ環境づくりを推進します。

イ 森林資源の活用

■林業経営の安定と継続を図るために、森林の除伐、間伐、下刈り等、良質の樹木育成のため

に適切な森林施業を図るとともに、林道の整備に努め森林施業の効率化を推進し、木材の伐採、搬出のコスト低減を促します。また、特用林産物の木炭、木酢液、マキ、シキミ等の生産拡大と計画的な出荷体制の整備、販路確保を促進します。

■農林総合研修センターは、森林の持つ公益的機能の一つである保健休養機能を発揮するためには必要な施設であることから、都市住民との交流の場として利用増進を図るために、必要な改修を行います。

■森林経営管理制度（令和元年（2019年））を活用し、豊富な森林資源の適切な経営及び活用がなされるよう取り組みます。特に、所有者不明の森林を減らすこと、高齢化する所有者の意向に寄り添い、その時の最善策が実行されるよう努めます。また、林業施業を計画的に推進するため、森林整備計画を見直します。

2-2 商業の振興

◆ 現況と課題

本町の既存商業者は、大型量販店などの影響により厳しい経営環境にあり、町内の小売店舗は減少傾向です。関係人口の増加に対応する地域の特産品を活用した飲食業の振興や、町内各所に生じている空き家、空き店舗の活用ができるよう商工会と連携していきます。

▼業種別事業所数

年 度	卸売業	小売業
平成9年度	7	95
平成16年度	7	82
平成19年度	3	78
平成26年度	6	43
平成28年度	6	45
令和3年	5	34

資料：商業統計調査（平成28年度、令和3年度については経済センサス）

◆ 基本方針

商業者が置かれている厳しい経営環境に対応するために、商工会と一体となって新たな商業需要への対応に取り組むとともに、地元の消費者のニーズに対応した商店街づくりを推進します。特に、近年の世界遺産登録、道の駅の整備、NHK 大河ドラマ「真田丸」の効果などにより交流人口が増加していることから、観光や農業と連携した商業の振興を図ります。

◆ 主要施策

1 魅力ある商業振興

ア 観光客に対応した商業の振興

■最近の交流人口の増加に対応し、土産物品の需要や地域の特産品を活用した飲食需要などが増加していることから、それらに対応した商業の振興を図ります。

イ 空き家を活用した新規商業施設の誘致

■町内各所に生じている空き家や空き店舗を、今後の観光客の需要等に対応するために、多様な土産物店やレストランカフェなどとして利活用できるように、商工会と連携し、活用のための賃貸借や起業について支援を行います。

ウ 駐車場の整備

- 中心市街では家屋が密集し、道路幅が狭く、車でのアクセスが困難なことから、既存の駐車場を活用し、観光客が歩いて回遊できるように誘導を行います。

エ 高齢者等への買物支援

- 本町には町内循環のバスがなく、車を使うことができない高齢者等の生活弱者は買物への外出が不便なため、現行の買い物支援の実施地域の拡充について検討を行います。

オ 道の駅を活用した商業の活性化

- 道の駅が整備され、セルフサービスの食品店や大きな駐車場等ができ、観光交流や商業の拠点として既存の商店街と連携した観光需要の取り入れ等により、商業の活性化を図ります。
- 道の駅のベーカリーカフェについては、民間事業者の活用により経営を活性化し、道の駅の来場者の増加につなげます。

2 経営基盤の強化

ア 商業の経営基盤の強化

- 商工会、各種団体及び金融機関と連携し、観光商業の活性化に向けた新たな需要に対応した店舗の改装や飲食店への参入などを促し、商業の経営基盤の強化を図ります。
- 課題である既存店舗へのサポートとして、事業継続または継承するための新たな補助制度の検討を行います。

3 新規商業参入者への支援

ア 新規商業参入者への支援の強化

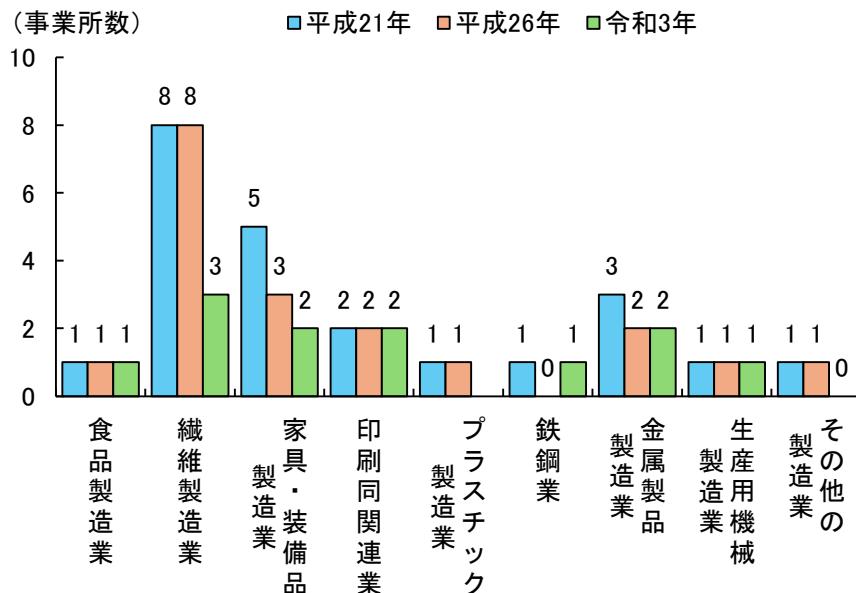
- 商工会と連携し観光商業・飲食業などの起業・創業に対して次のような支援を行います。
 - 伊都郡3町において、創業支援事業計画を策定し、支援機関と連携を図り、創業者の支援を行います。
 - 「九度山町起業創業支援事業補助金」の交付により、新規商業参入者への支援を行います。
 - 特に女性の創業・起業を支援し、地域に新たな活力を創出します。

2-3 工業の振興

現況と課題

本町の工業関連事業所は平成 26 年（2014 年）の 19 事業所から令和 3 年（2021 年）には 12 事業所に減少しましたが、従業者数は 121 人で大きな変動はありません。柿などの地域資源を活用し、食品加工や土産物品の開発を目指し、商品開発や販路開拓を目指します。交流人口の増加に対応する新規事業への支援を強化することが重要です。これにより、安定した雇用創出と定住促進を図る工業振興が求められています。

▼産業別事業所推移



資料：経済センサス

基本方針

貴重な地場産業を守り活性化を促すために、既存の技術を活用した新たな設備投資などについての支援を継続します。また、柿などの農産物を活用した食品加工や土産物品開発など観光交流人口の増加に対応した工業の振興を図るとともに、大規模な土地や施設を必要としない IT 産業などの高付加価値産業の誘致、起業・創業を推進します。

1 地場産業の育成強化

ア 既存産業の振興と後継者の育成支援

■既存産業の技術・人材の蓄積などを活用して、新規部門に設備投資を行う事業所については、商工会や和歌山県工業技術センター、その他研究機関、及び金融機関等と連携し、地場産業の育成強化と後継者の育成支援を促します。

2 地域資源等を活用した起業、創業の支援の充実

ア 柿など地域資源を活用した商品開発の推進

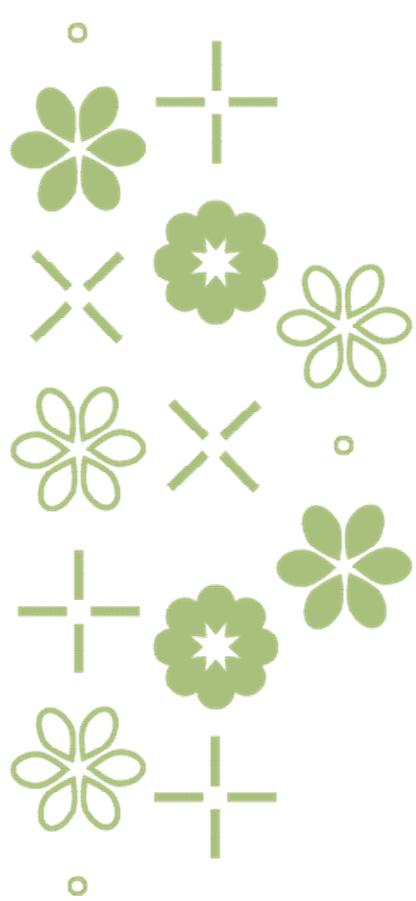
■柿を中心とした農産物の付加価値を高めるために、農業者と連携し食品加工の振興を促し、新しい商品開発を目指します。また、柿以外の地域資源にも着目し、新しい商品・販路の開発を目指します。

イ 観光交流の振興と連携した土産物品開発製造の推進

■観光交流人口の増加に伴い、土産物品の需要が高まっていることから、柿の葉寿司などの食品加工品の他に、小物の繊維加工品や真田関連、世界遺産関連の製品など、町内の各店舗などで販売できる土産物品の開発・製造等を、農商工や大学等の研究機関などが連携して推進するとともに、起業・創業の支援を強化します。



第3章 安全・安心でうるおいのあるまちづくり



3-1 生活環境基盤の整備

現況と課題

【上水道】

本町の水道事業は、安全で安価な水供給を通じて公衆衛生と生活環境の改善を目的としています。人口減少による収入減や施設老朽化で厳しい経営が予想されるため、平成28年度に経営戦略を策定。令和5年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することで、経営状況の的確な把握と安定運営を進めています。

【下水道】

本町の下水道事業は、公衆衛生の向上や浸水防除、水質保全を目的としています。人口減少により使用料収入の減少が見込まれる中、老朽施設の更新需要が増大しています。平成28年度に経営戦略を策定し、令和5年度には地方公営企業法を適用して公営企業会計へ移行。経営基盤強化と財政マネジメント向上を図り、より正確な経営把握を進めています。

【ごみ等の処理】

橋本周辺広域市町村圏組合の共同処置を図り、環境保全のためにごみの削減や分別収集の普及を進めています。

【住環境と町営住宅】

平地が少ない本町では既存住宅地の再整備や新規住宅地の開発を促し、良好な宅地の供給の推進と老朽化が進行している町営住宅は必要に応じた再編・整備を推進します。

【公園・緑地等】

子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、整備・充実と定期的な検査を行い適正な維持管理による美化と新たな需要に応じた整備を図っていきます。

【自然環境や景観】

本町は地形的に傾斜地が多く住宅地の周辺は斜面林などが残されています。また、世界遺産に登録されている良好な景観や伝統的町並みも残されていることから、良好な景観の保全を推進しています。

▼ごみ処理状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総排出量(t)	1,251	1,360	1,167	1,098
再資源化率(%)	13	13.5	13.0	12.8

資料：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査

▼住宅団地の概要（令和8年1月1日現在）

団地名	整備戸数 (区画数)	管理戸数 (販売区画数)	建設(開発)時期	備考
旭 団 地	143戸	47戸	昭和29年～昭和35年 昭和62年	
梅 林 団 地	190戸	165戸	昭和36年～昭和49年	
さくら1号団地	26戸	26戸	平成21年	
さくら2号団地	14戸	14戸	令和8年	
梨の木団地	36区画	18区画	平成10年	
入郷団地	4戸	4戸	平成17年(平成29年) (取得)	

資料：総務課、建設課

◆ 基本方針

安全に安心して生活するための生活環境基盤は、安定的に良質の水の供給や汚水排水の適切な処理、ごみなどの廃棄物の適切な処理が重要であり、震災などの自然災害や地球環境の保全等にも配慮して、それらの供給処理施設の整備や維持管理を推進します。

また、良好で安全な住環境の整備と良質の住宅供給、及び町営住宅の実態と居住者の意向に配慮した再編・整備を行い、定住基盤の整備を推進します。その他に生活環境の形成、今後の観光交流資源としても重要な緑豊かな住環境の保全や良好な景観の保全と創造を促します。

公園・緑地については、子ども・高齢者・観光客等のレクリエーションや休養のため、必要に応じて整備し、うるおいのあるまちづくりを進めます。また、住民と協働によりそれらの施設の適正な維持管理を推進します。

◆ 主要施策

1 水道の整備

ア 簡易水道施設の更新・整備

- 安全で安定したおいしい水の供給に努めます。
- 水道施設の計画的な更新や基幹的な水道施設の耐震化を行い、強靭な水道の構築に努めます。
- 水質センサー、人工衛星を使った漏水検査システムの導入を検討し、水道使用量を自動計測・遠隔監視することで、成分検査、漏水検知や利用状況の把握業務を効率化します。
- 適正な水道料金の設定と有収率の向上に努めます。
- 広報などによる情報公開を進め、水道への安心と信頼の確立に努めます。

2 下水道の整備

ア 公共下水道の整備推進

■公共下水道整備事業の計画地域では、その整備推進を図るとともに、整備地域では公共下水道への接続を促します。

イ 農業集落排水施設の整備、改善の推進

■公共下水道の未計画区域の農村集落地域では、農業集落排水施設整備済地域の接続を促進するとともに、施設の維持・改善を促します。また、農業集落排水施設については、維持管理・更新費用の観点から椎出地区については、公共下水道へ接続します。

ウ 合併浄化槽の普及推進

■公共下水道や農業集落排水施設の計画区域外では、河川等の水質浄化を促すために、合併浄化槽の普及を推進します。

3 循環型社会の形成

ア ごみの減量とCO2の削減

■ごみの減量により、焼却炉への負担を軽減し、埋立て量を減少させることで、CO2を削減し地球温暖化の進行を抑制するために、以下の取組を、住民と協働で推進します。

- 家庭、事業所などでごみの発生を抑制する取組を進めます。
- ごみの効率的な分別を行い、再生利用できる資源の活用を推進します。
- 不用品のリサイクルを促し、資源の有効利用を推進します。

イ 効率的なごみ収集方法の確立

■正しいごみ分別について周知に努め、効率的なごみの収集方法の確立を促します。

4 住環境と町営住宅の整備

ア 住宅密集地の住環境の整備

■九度山地区の住宅密集地では、老朽化した木造住宅が多く、傾斜地で道路が狭いことから、耐震診断・耐震改修を促し、安心して居住できる住環境の整備を促します。

イ 町営住宅の再編・整備

■町営住宅については、居住者の高齢化や建物の老朽化が進行している住宅が多いことから、用途廃止などの検討を行い、入居者のニーズを把握し、必要に応じて、再編・整備を推進します。

ウ 良好的な住宅・宅地供給の誘導

■本町は平地が少なく、優良農地が多いことから、住宅開発の適地が少ない状況です。そのため、新たな移住者・定住者を受け入れていくために、既存宅地の再整備や新規住宅地の開発を促し、良好な住宅地の供給を促進していきます。

5 公園・緑地等の整備

ア 需要に応じた公園・緑地・広場等の整備

■町民の憩いの場やレクリエーションの場の確保及び観光客等の休憩場所の確保を推進するために、それらの需要がある地域に公園・緑地、広場などを整備し、うるおいのあるまちづくりを推進していきます。多くの人が集まる施設には、駐車場を整備し、町内のどこからでも利用しやすい環境を整備します。

イ 公園・緑地等の適正な管理

■子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、現存する児童公園・児童遊園の整備・充実及び定期的な検査（委託）を行い、必要に応じて修繕・撤去を行います。日常の利用に加え、避難所としての機能も果たせるよう、集会所等の修繕や建替を検討します。

■既に整備された公園・緑地等については、改修や適正な維持管理を行い、利用しやすい状態の維持に努めます。また、地域の住民との協働により維持管理や美化を推進します。

6 緑豊かな自然環境の保全と良好な景観の保全・創出

ア 緑豊かな自然環境の保全

■本町は地形的に傾斜地が多く、住宅地の周辺には斜面林など緑豊かな自然環境が残されてであることから、無秩序な開発や伐採を防止し、その維持保全に努めます。

イ 良好的な景観の保全創出

■本町には世界遺産に登録されている良好な景観や伝統のある町並みが残されており、地域資源の一つとしてその維持保全を促します。また、緑豊かな景観と調和の取れた建造物の誘導など良好な景観づくりに努めます。

■世界遺産指定地域及びその周辺地域は、和歌山県の景観条例に基づき景観規制があり、その他の地域は、大規模建造物等以外は景観規制がないことから、今後、伝統的な町並み地域は貴重な地域資源として、建物外観の保全など、緩やかな景観保全ができるような方策や保全方法について支援できるよう検討していきます。

3-2 消防・防災体制の整備

現況と課題

本町の消防団は、本部を中心に4分団13部で構成され、団長以下220名体制で組織されています。中継送水訓練や水利・設備点検を実施し、有事への備えを強化しています。住民向けには、消火器訓練や火災予防運動などを行い、防災意識の向上に努めています。また、町内には令和7年（2025年）1月時点で、大規模避難所6施設、小規模避難所10施設の計16か所に備蓄品を配備しています。

町の防災力向上のために防災リーダーの育成を推進します。特に多様な視点を生かせる女性の防災リーダー育成にも取り組みます。周辺市町との広域連携の強化にも取り組みます。警戒情報支援サービスの利活用により、被災時には迅速かつ的確な被害状況の調査ができるようDX化を進めます。

▼本町火災発生状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

件数	棟数	焼損面積等				損害額	死者 負傷者
		床面積	表面積	林野	車両		
0件	—	—	—	—	—	—	—

資料：令和6年伊都消防組合消防年報

▼本町救急出動状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

事故種別	出動件数	傷病者搬送件数	不搬送件数	搬送人員
火 災				
水 難	1件		1件	
交 通	9件	6件	3件	6人
労 働 災 害	2件	2件		2人
運 動 競 技	1件	1件		1人
一 般 負 傷	58件	55件	3件	55人
加 害				
自 損 行 為	1件	1件		1人
急 病	190件	182件	8件	182人
そ の 他 (転院搬送)	43件	39件	4件	39人
合 計	305件	286件	19件	286人

資料：令和6年伊都消防組合消防年報

▼自主防災組織一覧（令和6年12月31日）

No.	組織名称	組織世帯数	地区別人口	対象区・地区備考
1	九度山東自主防災会	110	246	東一
2	中古沢地区自主防災会	66	118	中古沢
3	真田地区自主防災組織	34	66	真田
4	盛栄地区自主防災会	25	49	盛栄
5	千代ヶ丘地区自主防災会	24	62	千代ヶ丘
6	神明地区自主防災会	19	36	神明
7	下古沢自主防災会	120	229	下古沢
8	河根第一自主防災会	43	85	丹生、宮垣内、妙見、大將軍、祇園
9	河根第二自主防災会	65	144	繁野一、繁野二、河根峠、硯水
10	慈尊院地区自主防災会	141	365	慈尊院
11	入郷区自主防災会	107	250	入郷
12	永代二自主防災会	57	122	永代第二
13	椎出区自主防災会	115	248	椎出
14	広良地区自主防災会	185	438	広良

資料：地域防災課

▼指定避難所一覧（令和7年3月31日）

学校等の避難所	施設名称	所在地	構造	耐震化	避難有効安全面積(m ²)	想定収容人数(1人あたり面積)	災害種別		
							洪水	土砂災害	地震
九度山小学校(★)	九度山	鉄筋3階	済	2,800	280人 (10m ²)	●		●	
旧古澤小学校(★)	古沢	鉄筋3階	済	1,640	164人 (10m ²)	●		●	
河根小学校	河根	鉄筋3階	済	820	82人 (10m ²)	●		●	
くどやま森の童話館(★)	北又	木造平屋	—	230	23人 (10m ²)	●	●	●	
丹生川小学校	丹生川	鉄筋2階	未	330	33人 (10m ²)	●			
九度山中学校(★)	九度山	鉄筋3階	—	3450	345人 (10m ²)	●	●	●	
河根中学校(★)	河根	鉄筋3階	—	1480	148人 (10m ²)	●		●	
九度山町民武道館	入郷	鉄骨造	—	380	38人 (10m ²)		●	●	
九度山文化スポーツセンター(★)	入郷	鉄筋2階	—	2292	229人 (10m ²)	●	●	●	
九度山東集会所	九度山	鉄骨2階	—	99	16人 (6m ²)	●	●	●	
梅林集会所	九度山	鉄骨平屋	未	52	8人 (6m ²)	●			
旭集会所	九度山	鉄骨平屋	—	97	16人 (6m ²)	●	●	●	
九度山西集会所	九度山	鉄骨2階	—	35	5人 (6m ²)	●	●	●	
九度山児童館	九度山	鉄骨2階	未	101	16人 (6m ²)	●	●		
入郷コミュニティ消防センター	入郷	鉄骨平屋	—	65	10人 (6m ²)		●	●	
慈尊院児童館	慈尊院	鉄骨2階	未	102	17人 (6m ²)	●	●		
西島コミュニティ消防センター	慈尊院	木造平屋	—	29	4人 (6m ²)	●		●	

※1 (★)は「初期開設避難所」。初期開設避難所は、原則、風水害時に、初期に開設される避難所となる。なお、状況に応じて、他の避難所も初期に開設される場合がある。

※2 耐震化の「—」は、昭和56年以降に建築されたため耐震補強を必要としない施設を示す。

(次ページに続く)

▼指定避難所一覧（令和7年3月31日）

	施設名称	所在地	構造	耐震化	避難有効安全面積(m ²)	想定収容人数(m ² /人)	災害種別		
							洪水	土砂災害	地震
最寄りの避難所	椎出児童館	椎出	鉄骨2階	未	89	14人 (6m ²)	●		
	文化財伝承館「ふれあい」	椎出	木造平屋	—	78	13人 (6m ²)	●	●	
	下古沢コミュニティ消防センター	下古沢	1階鉄骨 2階木造	—	60	10人 (6m ²)			●
	中古沢コミュニティ消防センター	中古沢	鉄骨2階	—	78	13人 (6m ²)			●
	上古沢コミュニティ消防センター	上古沢	鉄骨2階	—	82	13人 (6m ²)			●
	笠木児童会館	笠木	鉄骨平屋	—	23	3人 (6m ²)	●		●
	河根児童館	河根	鉄骨2階	未	102	17人 (6m ²)	●		
	河根峠集会所	河根	木造平屋	—	26	4人 (6m ²)	●	●	●
	硯水集会所	河根	鉄骨平屋	—	17	2人 (6m ²)	●	●	●
	繁野集会所	河根	鉄骨平屋	—	26	4人 (6m ²)	●		●
	青淵へき地集会所	丹生川	鉄骨平屋	未	25	4人 (6m ²)	●		
	北又児童会館	北又	木造平屋	未	25	4人 (6m ²)			
	久保集会所	北又	鉄骨2階	—	20	3人 (6m ²)	●		●
	野平集会所	東郷	鉄骨平屋	—	27	4人 (6m ²)	●		●
	梨の木コミュニティセンター	河根	鉄骨平屋	—	28	4人 (6m ²)	●		●
※福祉避難所									
九度山町中央公民館(★)		九度山	鉄筋3階	済	455	45人 (10m ²)	●	●	●

※1 (★)は「初期開設避難所」。初期開設避難所は、原則、風水害時に、初期に開設される避難所となる。なお、状況に応じて、他の避難所も初期に開設される場合がある。

※2 耐震化の「—」は、昭和56年以降に建築されたため耐震補強を必要としない施設を示す。

資料：地域防災課

◆ 基本方針

近年、全国各地で大規模地震や豪雨による大水害が頻発しており、それに備えた体制づくり、施設や設備の整備及び避難訓練を行い、その備えを強化していきます。また、日常でも救急患者の増加や火災の発生など消防・防災に対する体制づくりが重要となっています。

町民や観光客等の生命・財産を守るため、消防防災体制づくりの強化を図るとともに、自主防災組織づくりなど町民主体の防災組織を整備し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

◆ 主要施策

1 消防・救急活動の推進

ア 非常備消防体制・組織の充実

■大規模火災や自然災害等の場合は、常備消防だけでは不十分であり、過疎化で人口の減少が進んでいることを踏まえ、「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）に沿って、消防団の団員確保とその育成強化及び待遇改善を行い、本部と4分団の消防団体制の再編強化を促します。

イ 消防団の装備・機材の充実

■今後、団員の減少と高齢化の進行を考慮し、「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）等を踏まえ、消防資機材の更なる充実強化を図っていきます。

■消防・防災活動の充実強化と災害時の機能確保のため、耐震性防火水槽の設置、消防車両や小型動力ポンプ等の更新を推進するとともに、老朽化した既設の消火栓格納箱やホース等を取り替えます。

ウ 常備消防体制と非常備消防体制の連携強化

■伊都消防組合と本町消防団の連携強化を図るために、定期的に合同で防火訓練を実施します。
■橋本市・高野町・かつらぎ町とともに、橋本・伊都地域消防指令センターにおける消防指令業務のデジタル化を進め、消防・救急活動の効率化・充実を進めます。

エ 救急体制の充実

■救急事態の発生に備え、伊都消防組合など関係機関との連携を強化し、ヘリポートや救急・救助環境の整備を図ります。
■災害時要援護者名簿を整備・更新し、災害時に備えるとともに、個別避難計画の策定及び避難訓練の実施を推進します。
■医療的に特別な対応が必要な在宅患者に、関係者と連携して早期に安全な対応を取るため、個別支援計画を作成します。

2 防災組織の整備

ア 防災組織・体制の整備

■安全で住みよいまちづくりを進めるために、地域住民の協力を得て自主防災組織の設立を促進します。また、設立後の育成を強化し、定期的な防災訓練や学習会の実施しやすい環境づくりを行います。
■令和6年度に導入した「警戒情報支援サービス」等の操作習熟を図り、災害時における職員

間の効果的な情報共有を図ります。また、被災時の住家被害認定調査が迅速かつ的確に実施できるよう、住家被害認定調査及び罹災証明書発行のDX化を進めます。

イ 避難施設等の整備

- 福祉避難所の設置・運営マニュアルを早急に作成します。
- 備蓄物資については、現在行っている非常用食糧・ベッド・防災資機材等の年次的な購入・備蓄を、今後も引き続き行なっていきます。また、備蓄品の保管についても、一施設に集中することなく、主要な避難施設に分散して保管を行なっていきます。

ウ 大規模災害に備えた事前学習

- 災害に対する備えは、災害が発生してからでは遅く、普段からの心構えが重要です。近い将来南海トラフ大地震や中央構造線に由来する地震の可能性が想定され、また、毎年豪雨による大きな被害が全国各地で発生していることから、大規模災害が発生した場合の避難方法や避難生活、仮設住宅の整備など、避難から復旧や復興に向けての方策など、事前学習を行い、いつ発生するかわからない大規模災害に対しての備えを行ないます。住民だけでなく職員への防災訓練や研修を実施し、災害対策本部の各部毎の訓練や研修も併せて実施することを検討します。

エ 防災情報等の発信力の強化

- 町民に的確な情報を迅速に伝えるための防災情報体制を充実していきます。防災行政無線の難聴世帯解消のため、子局の新設や戸別受信機の整備、町公式LINEやメール等の周知を行ないます。
- 本町には、町民だけでなく多くの観光客が訪れるようになったことから、大規模災害等が発生した場合に備え、多くの人に正確な情報を迅速に伝えるための設備の充実と、多言語での伝達などの周知を進めます。
- 緊急時の避難が円滑に行われるよう、避難施設や避難方向等に関するサインの整備を体系的に行なうとともに、毎年定期的に避難訓練を行い、適切に避難できるよう検証を行ないます。
- 防災情報や避難に関する事項は、忘れられやすいことから、毎年定期的に啓発のため、広報紙等で防災情報を発信するとともに、訓練や学習会などを行い、防災知識の周知に努めます。

3-3 道路網等の整備

現況と課題

国道370号や県道和歌山橋本線、高野口野上線が通り、紀の川右岸には国道24号や京奈和自動車道、国道480号があり、広域的な道路ネットワークが形成されています。

しかし、本町と幹線道路の連結が不十分な箇所や、国道370号には大型車が対向困難な急カーブも残されています。町道や農道・林道も幅員が狭く、避難や救急活動に支障をきたすため、安全性向上の改良が必要です。

まちなかの住宅密集地域も道路幅員が狭く、車両通行に制約があるため、外縁部への駐車場整備や歩行者が安心して観光できるコースづくりが求められています。

▼町内の国道、県道の状況（平成6年3月31日現在）

道路名	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	備考
国道370号	10,013	100.0	100.0	
県道13号和歌山橋本線	2,444	100.0	100.0	
県道4号高野口野上線	3,357	38.6	100.0	
県道102号宿九度山線	7,868	26.2	100.0	
県道118号高野橋本線	8,210	26.7	78.7	
県道114号九度山停車場線	50	100.0	100.0	

資料：建設課

道路名	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	備考
1級・6路線	18,526	62.0	100.0	
2級・9路線	13,008	33.8	96.1	
その他・170路線	108,183	18.3	63.4	
合 計	139,717	25.5	71.3	

資料：建設課

▼町道の状況（令和3年3月31日現在）

▼町営駐車場の駐車台数と利用時間

道路網は、町民生活や様々な産業活動を支える基盤施設であることから、広域の幹線道路網と町道のネットワークを形成し、利便性の高いまちづくりを推進します。

広域幹線道路については、国道370号の急カーブ箇所などの改良を推進するとともに、紀の川右岸地区の京奈和自動車道や国道24号、国道371号などへの連絡道路を整備し、広域幹線道路の利用しやすい環境づくりを推進します。

駐車場名	駐車台数		利用時間
	普通車	大型車(バス)	
九度山	15台 (一般14台+身体障がい者用1台)	3台	8:00 ~ 18:00
道の駅	122台 (一般119台+身体障がい者用3台)	3台	24時間

資料：産業振興課

基本方針

町道は未整備路線の整備や幅員が狭い路線の改良などを図り、安全な道路網の整備を推進します。また、紀の川左岸広域農道の整備促進を図るとともに、その他の農道、林道についても産業用道路だけでなく生活道路としての機能を有する施設として整備や改良を推進し、利便性の高いまちづくりを進めます

◆ 主要施策

1 広域道路網の整備促進

ア 幹線道路への連絡道路の整備

- 本町の幹線道路は、橋本・五條方面と高野山を結ぶ国道370号と紀の川左岸沿いを東西に連絡する県道和歌山橋本線で構成されており、広域道路であるとともに主要な観光ルートでもあります。国道370号は急カーブが多く、歩道が整備されていないところが多く、観光シーズンには混雑することから、急カーブ箇所の大型車対応不能箇所の改良や集落周辺での歩道設置工事などの整備を和歌山県と連携し推進します。
- 紀の川右岸の橋本市には、東西方向の広域幹線道路である国道24号や自動車専用道路の京奈和自動車道及び大阪方面と連絡する国道371号が通っています。この幹線道と本町を結ぶ和歌山橋本線の歩道整備等を和歌山県と連携し推進します。

2 町内道路網の整備

ア 町道等の町内道路網の整備促進

- 町道全般に幅員が狭く、防災面・緊急面に課題が多いため、緊急車両が通行できる町道網の整備と既存道路の維持補修を行います。また、町全域の橋梁等について長寿命化計画に基づき順次改修を行います。ドローンを活用した橋梁点検の導入を検討し、点検コストの削減を図ります。
- 紀の川左岸広域農道（フルーツライン）と主要幹線道路を結ぶアクセス道路の整備が防災・観光面で必要であることから、その整備を推進します。
- 県道高野橋本線から分岐した町道44号線は、本町の渓谷美が残る丹生川地区への県道のバイパスとしての期待が高いことから、今後さらに和歌山県から国への働きかけを行ってもらいながら、本町による整備を推進します。
- 九度山駅は鉄道の玄関口であることから、駅前の利便性の向上と道路等の景観の向上を図ります。
- 町の公式LINEアカウント経由で、道路の異常（破損、劣化等）を町民等が通報できる体制の整備を検討します。

3 駐車場の充実

ア 収容能力・利便性の向上

■本町の中心部は歴史的な資源も多く観光客が集中する地域ですが、密集市街地で道路が狭く、歩道等の設置が難しいことから、周辺地区に駐車場を整備し収容能力を増やし、まちなかは歩いて回遊できるよう、駐車スペースの整備を推進します。

4 農道・林道の整備

ア 紀の川左岸広域農道（フルーツライン）の整備

■幹線農道である紀の川左岸広域農道（フルーツライン）九度山工区の完成に伴い、今後、関連道路であるアクセス道路の整備を促進します。

イ その他の農道・林道の整備

■農道は、農業の生産基盤施設として重要な役割を果たすとともに、生活道路や緊急時の輸送経路の役割も担っていることから、既設農道を補修し、長寿命化を図ります。

■林道は、林業の基盤施設であると同時に生活道路でもあることから、整備や危険箇所の改良に努めます。特に、荒天時及び荒天後の道路災害を最小限に抑えるため、定期的な点検及び管理を推進します。

3-4 公共交通の充実

◆ 現況と課題

南海高野線が唯一の公共交通機関であり、九度山駅を含む町内4駅が通勤・通学や買い物、観光客の移動に重要な役割を果たしています。今後は現行ダイヤの維持や、駅周辺の景観整備やトイレ等の整備、車のアクセス向上が課題となっています。

また、高齢者向けの「シルバータクシー助成事業」が行われていますが、車を持たない町民への、買物、通院、通学など、対策の検討が求められています。

▼町内4駅 一日あたりの乗降人員等（令和5年）

駅名	乗降人員	前年比
九度山	441人	97.4% (453人)
高野下	73人	104.3% (70人)
下吉沢	26人	83.9% (31人)
上古沢	13人	76.5% (17人)

資料：和歌山県公共交通機関等資料集

◆ 基本方針

南海高野線のダイヤの維持や増加について、協議を続け利便性の確保に努めます。鉄道駅については車でのアクセス性など利便性の向上、駅施設などの景観整備により、事業者、町民と協働で利用しやすく美しい駅の整備を進めます。

また、車の移動手段を持たない町民については、「シルバータクシー助成事業」を継続するとともに、サポート方法等についての研究を推進します。

◆ 主要施策

1 公共交通の利便性の向上

ア 町内各駅の活性化

- 現在の鉄道運行ダイヤを利便性向上のために南海電気鉄道株式会社への要望を行うとともに、駅までのアクセス道路や駅施設の整備とともに、駅周辺の景観整備及び利用者の利便性向上を、行政、事業者、町民の協働によって推進します。
- 南海電気鉄道株式会社により九度山駅及び高野下駅が改修され、地域の新たな拠点となっています。官民一体となって、さらなる魅力アップに努めます。

イ 町内の車等での移動困難者対策

■車等での移動困難者対策としては、現在行っている「シルバータクシー助成事業」を継続します。また、社会福祉協議会による福祉有償運送を継続します。

■住民が重要と考える公共交通機関の充実を含め、本町にとってより良い移動手段のあり方の検討を進めます。

3-5 交通安全・防犯対策の推進

現況と課題

本町では交通事故件数は減少にあるものの事故は発生しています。引き続き道路改修による幅員拡張や急カーブ解消に加え、交通安全看板、ガードレール、カーブミラーなどの交通安全施設の改善を図るとともに、交通安全教育や学習などの啓発活動も行なっていきます。

防犯については、凶悪犯罪はほぼ発生していないものの、窃盗など刑法犯罪が一定数発生しています。これに対する対策としては、安全灯や防犯カメラの整備を進めることが必要です。

▼交通事故発生件数

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
件数	5件	5件	9件	5件	2件
死者	0人	1人	2人	0人	0人
傷者	10人	6人	7人	6人	2人

資料：県統計年鑑

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯罪	17件	7件	13件	17件	15件	14件
該当犯罪	5件	0件	5件	6件	3件	2件

資料：和歌山県警・市町村別街頭犯罪等認知件数

基本方針

▼犯罪認知件数

幹線道路や町道で交通事故の発生を防止するために、交通安全看板や交通安全施設であるガードレール、カーブミラーなどの整備を進めるとともに、子ども及び高齢者への交通安全教育、教室を実施し、交通事故の発生が減少していくように努めます。

犯罪が少ない安全・安心のまちづくりを推進するために、公衆用道路の安全灯、防犯カメラなどの整備を進めるとともに、犯罪を起こしにくい環境づくりを推進します。

主要施策

1 交通安全対策の推進

ア 交通安全施設の改善・整備

■狭い道路や急カーブがある道路での交通安全施設を再点検し、不良箇所については改修を進めるとともに、未整備箇所の整備を推進します。

イ 交通安全教育・指導等の推進

■小中学校での交通安全教育や地域での交通安全教室等を継続的に実施し、町民自らがお互いに注意し合い、交通事故による死傷者が発生しないように指導や学習支援を推進します。

ウ 交通安全計画の策定

■令和3年度において、交通安全対策基本法に基づき、第11次交通安全計画を策定し、町内における総合的かつ長期的な交通安全施策を推進しています。また、令和8年度に第12次交通安全計画を策定します。

エ 交通安全意識の普及

■全国交通安全運動及び和歌山県交通安全運動を通じ、運動期間中に街頭啓発を実施するなど、町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるよう努めます。

■交通事故における幼児の被害軽減を目的に、交通安全意識の高揚対策の一環として、チャイルドシート購入費の補助制度を推進します。

■高齢者を対象として、介護予防サロン等で啓発を行います。

2 防犯対策の推進

ア 地域における防犯体制の強化

■犯罪に遭いにくく、犯罪を起こしにくくするために、地域でのコミュニティを密にしてみんなで見守り・助け合う地域づくりを進めるとともに、公衆用道路における安全灯や防犯カメラの設置を要する箇所については、人目につきにくい暗い場所を少なくするために、未整備箇所の整備を推進します。また、公衆用道路における防犯カメラの設置については、検討を深めて、必要に応じて整備を推進します。

イ 防犯意識の高揚

■小中学生の防犯意識の高揚を図るために、防犯教育を進め、携帯電話・SNS等を利用したネット犯罪に遭わないような対策を推進します。また、盜難、空き巣、オレオレ詐欺、消費詐欺、犯罪に加担させられる違法なアルバイト（いわゆる“闇バイト”）など最近全国的に多発している犯罪に巻き込まれないよう、犯罪に対する啓発活動を推進します。

■高齢者を対象として、介護予防サロン等で啓発を行います。

■民生委員・児童委員を対象として詐欺等犯罪に関する研修を行い、啓発について協力を得ることとします。



第4章 豊かなこころを育む教えと学びのまちづくり



4-1 学校教育の充実

現況と課題

【教育内容の充実】

本町では、第4期教育振興基本計画（令和7～11年度）に基づき、「優しくたくましい人を育む子育て・教育・文化の町くどやま」を理念に掲げ、生涯学習の推進、人権教育、郷土愛を育む教育、教育内容の整備に取り組んでいます。

少子高齢化が進む中、若年層の町外流出が多く児童生徒数も減少傾向にあります。児童生徒と教職員の関わりが、学力や人間関係形成に重要な影響を及ぼします。学校だけでなく地域や家庭の連携も重要となっています。豊かな自然や歴史、文化を学び、郷土愛を育む教育の充実が重要となっています。

【教育環境の充実】

本町では、幼保一体型教育の推進により、九度山幼稚園と九度山保育所を同一園舎内で運営し、保護者のニーズに合わせ選択できます。今後も両者の連携を強化し、幼児期の教育環境の充実を図ります。

特別支援教育において、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進しています。

現在、幼稚園1園、小学校2校、中学校2校となっており、希望者がいる限り学校を存続させる事を基本としています。河根校区は、伊都地方の不登校児童・生徒の居場所となる学校づくりが期待されます。

▼幼稚園の状況

園名	実学級数	年少3歳児		年中4歳児		年長5歳児		合計	
九度山幼稚園	3	5人		8人		2人		15人	
合 計	3	5人		8人		2人		15人	

資料：九度山町教育委員会

▼小・中学校の状況

単位：人

学 校 名	実学級数		1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
九 度 山 小 学 校	6	2	7	1	18	3	15	1	17	2	12	2	17	1	86	10
河 根 小 学 校	1	1		1							3		1		4	1
合 计	7	3	7	2	18	3	15	1	17	2	15	2	18	1	90	11
九 度 山 中 学 校	3	2	11	3	17	3	23	2	-	-	-	-	-	-	51	8
河 根 中 学 校	3	1	4	1	2	2	4	2	-	-	-	-	-	-	10	5
合 计	6	3	15	4	19	5	27	4	0	0	0	0	0	0	61	13

資料：九度山町教育委員会

◆ 基本方針

第4期九度山町教育振興基本計画の教育施策にある「九度山に誇りをもち夢を抱きたくましく生きる子どもの教育」を目指し、家庭・地域・学校が一体となった教育の推進を図ります。

また、子どもたちの学力向上に向け、教職員の資質の向上に努め、よりよい教育環境の整備を推進します。

◆ 主要施策

1 教育内容の充実

ア 小中学生の学力向上の確かな学力と想像力に富む子どもの育成

- 小中学校ともに小規模校の特性を活かして、それぞれ児童生徒の発達段階に応じたきめ細かな学習指導を行い、教職員、家庭が一体となった子どもの学力向上を推進します。
- 中学生を対象に職場体験授業を実施し、生徒が職業に対する理解や社会に貢献できる人として、体験的に学ぶ機会となるキャリア教育に取り組みます。

イ 豊かな心の育成と人権教育の推進

- 子どもたちの豊かないきいきとした心情や規範意識、自主的な判断や公共の精神など内面的な資質を高めていく観点から道徳教育の充実を図ります。
- 道徳の時間を超えて、各教科や学校の諸活動を通して行われる道徳的実践力が正しく身につくよう指導するために、全校的な指導体制のもとでの指導計画に沿った実践的な学びとして推進します。
- 九度山町いじめ防止基本方針に則って、家庭や地域、関係機関等と連携を図り、町全体でいじめ防止及び早期発見・早期対策に努めます。

ウ 健やかな体づくりと食育の推進

- 更なる体力向上を目指し、各学校で課題解決に向けた具体的な体力アッププランを策定し取り組んでいきます。
- 教科体育において、多様な運動・競技を取り入れ運動量を確保し、さらにともに教え合い高め合う授業の工夫改善を行います。
- 中学校では、紀の国わかやま国体を契機に、武道必修科目として取り入れた「なぎなた」競技を更に推進し、学校教育・社会教育一体となった取組を促進します。
- 和歌山県の取組である「きのくにチャレンジランキング」への積極的な参加を促します。
- 町スポーツレクリエーション大会や世界遺産マラソン、市町村対抗ジュニア駅伝大会など、家庭や地域と連携した取組を推進します。
- 家庭向けに食育の啓発資料を配布し、望ましい生活習慣、食習慣の確立を目指す取組を推進します。

- 町学校給食共同調理場の栄養士による食育や給食指導を積極的に実施します。

エ ふるさと教育や国際理解教育等の推進

- 和歌山県の豊かな森林や林業、環境問題への関心を高めるため、森林の作業を通して、環境を守ることへの関心が広がる体験学習の実施と自然体験や農林漁業体験等を通した宿泊体験活動の実施などを通して、環境資源の大切さや郷土の姿を学び、豊かな人間性や社会性を育む体験学習の充実を図ります。
- 本町の魅力やかけがえのない財産を発見するため、地域の人に聞き、地域のことや課題を知り、自分なりにその解決方法を考え、コミュニティ・スクール制度を活用しながら保護者や町民が参加する発表の場づくりを進め、郷土への理解を深める取組を進めます。
- 小中学校で外国語教育の充実と国際交流の進展を図るため、ALT（外国語指導助手）を複数配置し、国際理解教育を推進します。
- ALTによる保育所・幼稚園・小中学校での英語学習のほか、公民館での英語教室の実施を行い、将来において国際感覚豊かな人材の育成を図ります。
- ふるさと学習を通して地域の文化や伝統を重んじ国際社会に貢献することができる人材を育成します。

2 教育環境の充実

ア 幼児期における教育の推進

- 子どもが生命の大切さや多様性を認め合えるよう、また、子どもの人権を尊重し、一人ひとりの子どもの特性や発達段階での課題に対応できるよう、保育所、幼稚園での人権教育の研究と実践に努めます。
- 保育所・幼稚園の分け隔てなく子育て支援につながる幼児教育の充実拡大を図ります。
- 幼保交流（ALTによる外国語活動や園庭遊び・合同避難訓練など）を進めます。

イ 特別支援教育の充実

- 多様な障がいへの理解・啓発を進めるとともに、教職員研修や教育相談の充実、優れた実践事例の紹介や研究会を活発化し、教育の向上を図ります。
- 特別支援学校や教育相談機関、医療・福祉関係機関とのネットワークを構築し、一人ひとりの障がいや発達課題に適切に対応し、支援できる体制を充実します。
- 障がいのある児童生徒の学習ニーズに対応する教育を充実します。

ウ 充実した教育体制の確立と環境の整備

- 和歌山県「学力向上推進事業」の趣旨を踏まえ、秋田県由利本荘市への教員研修などを含め教職員の資質の向上と学力の一層の向上を図ります。
- 主体的な学びにつなげるため、学習環境づくりを推進します。
- 教育と福祉の連携に向けた家庭教育支援プロジェクトを構築します。
- 河根小中学校における不登校児童生徒の受け入れを進めます。

- 老朽化している学校施設の改修を進めます。
- 各学校において、避難訓練を防災教育と位置づけ、児童生徒が主体的に行動できるよう防災体制に取り組み、体験実習を行うとともに、家庭、地域、学校との連携を図っていきます。
- 学校におけるICT環境整備に努め、近年の情報通信の発展に対応し、一人ひとりの児童生徒が基礎的なICT能力を身につけることができるよう、活用の充実を図ります。
- 教員の校務業務（人事・労務等）のデジタル化を図り、業務負担軽減を図ります。
- 幼稚園教育及び義務教育の就学支援事業の実施や町育英奨学金の活用の促進など、保護者の負担軽減へ向けて支援の充実に努めます。
- 老朽化が進む町内の小学校・中学校・幼稚園施設において、耐震補強工事は完了していることから、今後は、児童生徒をはじめ、教職員等が最適な学校環境の中で生活が送れるよう、屋内の設備等の点検・改修をきめ細かく進めていきます。
- 休校となっている学校施設の有効活用について、和歌山大学を含め高等教育機関と連携し、検討していきます。
- 学校での特色ある取組をホームページなどを通じて情報発信し、本町の教育を幅広く周知します。

4-2 社会教育の充実

現況と課題

【生涯学習の推進】

本町では、「幸せにつながる生涯学習社会」の実現を掲げ、町民が主体的に学び、その成果を活用できる社会の構築に取り組んでいます。

これまでの趣味や教養向上のほか、健康増進、文化の伝承、町民の交流など幅広く地域社会の課題解決に向けた学習機会の充実や支援を図ります。

▼中央公民館状況等一覧

公民館名	活動内容
中央公民館	文化祭(作品展示・演技発表)
	公民館教室(茶道教室など6教室)
	自主サークル(大正琴サークルなど18サークル)
	特別教室(子ども陶芸教室など2教室)
	町民カラオケ大会
	スポーツ・レクリエーション大会

資料：九度山町教育委員会

【人権教育の育成】

「和歌山県人権教育基本方針」「九度山町人権啓発基本方針」に基づき、人権や人権問題に関する理解を図るために人権教育や啓発活動を推進します。人権に関する問題は差別問題だけではなく、SNS等によるいじめや児童虐待など広範囲に及びます。各種団体と連携した人権学習を行い人権意識の高いまちづくりを推進します。

【青少年の健全育成】

「和歌山県こども計画」(令和7年度(2025年度)～令和11年度(2029年度))は「こどもまんなか社会」の実現を基本理念に掲げています。

本町においても、少子化が進む中、家庭、学校、地域が連携した青少年の健全な育成が必要となっています。

【男女共同参画社会の実現】

本町においても、少子高齢化と人口減少、労働人口の減少と高齢化、核家族化が進んでいます。男女共同参画の視点で地域が元気になるように推進することが重要です。

固定的性別役割分担意識(ジェンダー)解消に向けた啓発などを行い、仕事や生活などの調和実現を進めています。

▼九度山町における女性の公職等の参加状況（令和6年4月1日現在）

公職等の名称	委員等の数	女性数	率
地方自治法第180条の5関係	31人	4人	12.90%
地方自治法第202条の3関係	137人	25人	18.20%
合計	168人	29人	17.30%
九度山町議会議員	10人	2人	10.00%
自治会長	12人	0人	0.00%

資料：令和6年度和歌山県男女共同参画年次報告書

◆ 基本方針

社会教育は、町民の自立に向けた学習のニーズや絆づくり・地域づくりに向けた体制づくりのニーズに対応するうえで、中心的な役割を担っていくことが期待されます。

そのためにも、生涯学習機会の提供や各種活動の支援など、学びの場への環境づくりを図ります。

第4期九度山町教育振興基本計画（令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度））では「たくましさと思いやりの心を大切にするひとづくり・まちづくり」を基本目標に掲げ、本町にあった人権教育・啓発の推進や未来を拓く人づくりである青少年の健全育成、そして、男女共同参画社会の実現を目指したまちづくりを推進していきます。

◆ 主要施策

1 生涯学習の推進

ア 生涯を通した学習活動の推進

- 町民の学習機会の拡大を図り、趣味や教養のほか、地域社会の課題解決に向けた学習の機会の充実・支援に努めます。
- 高齢者が参画できる場をさらに充実し、学習意欲や体力の維持・増強が図られる生涯学習や生涯スポーツの振興に努めます。
- 子どもと大人の世代間交流により、幅広い年齢層の生涯学習の参加を促進し、これまでに蓄積してきた知識や技術の継承や心の交流ができる機会が創出できるよう、支援を推進します。
- 中央公民館及び分館を生涯学習の拠点として活用し、生涯学習活動、文化活動を通して文化的創造と住民相互の交流を図る事業が展開できるように、その支援に努めます。

イ 指導体制の充実

- 社会教育委員を核とし住民代表を交え、社会教育に関する企画計画の立案や課題解決に向けた協議を行い、本町の社会教育全般にわたり、提言、助言等行えるように推進します。
- 本町の社会教育の発展のため、研修会や町内で開催される学習会に参加し、意見交換や指導等を行い、資質の向上を図ります。

ウ 社会教育団体等の育成

- 社会教育関係団体等の自主的な活動を促進するとともに、会員や組織の拡大を図れるよう支援します。

エ ともに支え合う地域づくりの推進

- 学校と地域の連携を図る「共育コミュニティ推進事業」で、家庭科や課外活動等の授業や行事にボランティアとして地域住民の参加を促し、活動を通して地域ぐるみの子育てや教育を推進し、少子化においても「学びの質」を確保します。また、広く町民に活動の様子を知らせる広報チラシを作成し、学校と地域連携のさらなる推進を図ります。
- 教育の原点とも言われる家庭教育の重要性を踏まえ、家庭が子育てに対する責任を十分に果たせるような社会づくりを積極的に推進するために、保護者に対し子育てに関わる学習情報や学習機会の提供、その他家庭教育推進のための支援を行います。

オ まちづくり活動の輪の充実

- 文化祭や公民館活動を通して、地域住民同士の親睦を深め、元気なまちづくりを支援しています。

2 人権教育の推進

ア 地域に根ざした人権教育の推進

- 各種団体と連携した町人権学習会を開催し、より多くの町民が参加できるように推進しています。

イ 指導者の育成及び研修・啓発資料等の整備・充実

- 人権教育をより推進していくよう、各種団体の人材育成や人権に関する研修会に積極的に参加を促進します。
- 各種団体と連携した人権に関する資料等を作成し、広く人権教育を促す啓発活動の充実に努めます。

3 青少年の健全育成

ア 家庭や地域の教育力の向上

- 家庭の教育力の向上を図るため、親同士の仲間づくりの場や子育て等の相談窓口などの提供に努めます。

- いじめや児童虐待などが増加傾向にあることから、家庭・学校・地域、関係専門機関が連携し、早期発見、早期解決に向けた相談・支援の強化を図ります。

イ 健全な環境づくりの推進

- 青少年の健全育成を目的とした各種団体の運営や組織拡大の支援を充実します。
- 地域や関係機関と協力し、非行防止への啓発活動に重点的に取り組み、問題行動・不良行為などを起こす兆候などを早期に発見し、未然に防げるよう努めます。

4 男女共同参画社会の実現

ア 男女共同参画の推進

- 町民の固定的性別役割分担意識（ジェンダー）が解消されるような意識啓発や情報提供に努め、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた男女共同参画を促進します。

イ 行政における男女共同参画の推進

- 本町における政策や方針決定過程への女性の参画を促すため、女性の人材発掘や職務指定を見直し、国が示している30%の女性参画を目指します。
- 女性の行政職員採用や昇進について、女性の積極的な登用に取り組み、指導的地位に女性が占める割合が30%となるよう努めます。

4-3 歴史・文化とスポーツの振興

現況と課題

歴史のある本町では、多数の文化財があります。さらに令和2年（2020年）には「女人高野」が日本遺産に認定されました。これらを地域資源として観光や地域振興のため活用する事が重要なっています。

伝統産業の「紀州高野紙」を始め、本町には伝統芸能や伝統工芸を継承するとともに、デジタル技術の活用により資料として保存することを図ります。

スポーツ・レクリエーション大会やエンジョイウォークなどを通じて町民の体力向上と親睦を図っていきます。さらに「九度山世界遺産マラソン」は町外からの参加者も年々増加しています。「幸村杯なぎな大会」は全国大会として充実を図ります。

▼指定文化財

種別	名称・員数	指定	番号	指定年月日	所有者・管理者	所在地
建造物	慈尊院弥勒堂 附・石露盤宝珠1組、棟札17枚 1棟	国 (重文)		昭和40.5.29	慈尊院	慈尊院832
	丹生官省符神社本殿 附・宮殿4基、棟札2枚 3棟	国 (重文)		昭和40.5.29	丹生官省符神社	慈尊院835
	慈尊院北門・築地塀 5棟	県		平成5.4.13	慈尊院	慈尊院832
	慈尊院多宝塔 1基	県		平成6.4.20	慈尊院	慈尊院832
	善名稱院 3棟	県		平成28.3.15	善名稱院	九度山1413
	本堂 附・厨子1基、 大安上人御廟 附・多宝小塔1基 土砂堂					
	慈尊院弥勒堂石灯籠 1基	町	2号	昭和54.9.17	慈尊院	慈尊院832
	慈尊院石造五輪塔 2基	町	3号	昭和54.9.17	慈尊院	慈尊院832
	丹生官省符神社石造鳥居 1基	町	26号	平成5.2.18	丹生官省符神社	慈尊院835
	丹生官省符神社石段 1基	町	27号	平成6.3.19	丹生官省符神社	慈尊院835
	旧萱野家主屋 1棟	町	29号	平成8.6.28	九度山町	九度山1327
	旧萱野家門 1棟	町	30号	平成8.6.28	九度山町	九度山1327
	旧萱野家倉 1棟	町	31号	平成8.6.28	九度山町	九度山1327
	勝利寺仁王門 1棟	町	32号	平成8.6.28	勝利寺	慈尊院749
	勝利寺本堂(厨子、須弥壇を含む) 1棟	町	33号	平成8.6.28	勝利寺	慈尊院749
	勝利寺地蔵堂(厨子、須弥壇を含む) 1棟	町	34号	平成8.6.28	勝利寺	慈尊院749
	勝利寺鐘樓 1棟	町	35号	平成8.6.28	勝利寺	慈尊院749
	岡家先祖供養塔(五輪塔) 1基	町	36号	平成13.1.18	岡 勝重	入郷477
	善名稱院 位牌堂 長屋門 北門 3棟	町	42号	平成25.7.24	善名稱院	九度山1413
美術工芸品	絹本著色弥勒菩薩像 1幅	国 (重文)		平成6.6.28	慈尊院	慈尊院832
	勝利寺 絹本著色弘法大師画像 1幅	町	10号	昭和58.3.1	勝利寺	慈尊院749
	勝利寺 絹本著色阿弥陀浄土変相図 1幅	町	19号	昭和62.10.2	勝利寺	慈尊院749
	彫刻 木造弥勒仏坐像(廟所安置) 1躯	国 (国宝)		昭和37.6.21 昭和38.7.1	慈尊院	慈尊院832

(次ページに続く)

種別	名称・員数	指定	番号	指定年月日	所有者・管理者	所在地
彫刻	石造狛犬	2躯	県	昭和34.8.18	河根丹生神社	河根1
	木造四天王立像	4躯	県	平成6.4.20	慈尊院	慈尊院832
	木造高野明神立像 附・木造白鬚明神坐像	1躯 1躯	県	令和4.2.16	槙尾山明神社明 神会	九度山619の14
	勝利寺本堂 木造十一面觀音立像	1躯	町	8号	昭和58.3.1	勝利寺
	勝利寺本堂 木造十一面觀音立像(脇仏)	2躯	町	8号	昭和58.3.1	勝利寺
	勝利寺地蔵堂 木造地蔵菩薩立像	1躯	町	9号	昭和58.3.1	勝利寺
	(遍照寺)木造菩薩形立像	2躯	町	11号	昭和59.3.24	遍照寺
	丹生川丹生神社 木造狛犬	1対	町	14号	昭和59.10.1	丹生川丹生神社
	丹生川円通寺大日堂 木造天部形立像	1躯	町	13号	昭和59.10.1	丹生川円通寺
	丹生川円通寺大日堂 木造大日如来坐像	1躯	町	12号	昭和59.10.1	丹生川円通寺
	地蔵寺薬師堂 木造聖觀音菩薩坐像	1躯	町	20号	昭和62.10.2	地蔵寺
	木造阿弥陀如来坐像及不動明王・毘沙門天 立像 3躯 附・本尊台座1基		町	43号	平成31.2.28	西光寺
	木造丹生明神坐像 附・台座・後屏 1基、 逗子1基	1躯	町	45号	令和3.2.24	丹生川丹生神社
	鼎(御湯釜)	1口	県	昭和34.8.18	丹生官省符神社	慈尊院835
美術工芸品	獅子頭	2面	県	昭和42.4.14	丹生官省符神社	慈尊院835
	粉河の住国次太刀 1、八幡大菩薩太刀 2、神通寺大明神太刀	2口	町	4号	昭和55.8.1	丹生官省符神社
	能装束 萌葱地唐花尾長鳥文様縫狩衣 紺地唐花尾長鳥文様縫狩衣 赤茶地雲文紗長絹 黃地花菱文綾法被 附・古佐布色衆之道具の日記(慶長15年10月)	1領 1領 1領 1領 1通	国(重文)		平成17.6.9	古澤嚴島神社
	地蔵寺大般若経 288巻(附)経櫃3合		町	6号	昭和55.8.1	地蔵寺
歴史資料	卒塔婆型下乗石	1基	町	24号	平成3.3.22	慈尊院
	槙尾山明神法華経供養碑	1基	町	25号	平成4.1.24	槙尾山明神社
	たしばなの香版木	25枚	町	39号	平成18.8.1	萱野 正巳
	据玉集版木	6枚	町	40号	平成18.8.1	萱野 正巳
	梵網蘆舎那仏戒牒版木	1枚	町	41号	平成18.8.1	萱野 正巳
民俗文化財	高野紙製造用具	1式	町	21号	昭和63.10.19	善名稱院
	旧高野京街道里石(二里道標石)	1基	町	22号の1	平成元.2.16 (管)河根区	河根千石橋北詰
	旧高野京街道六地蔵尊(第3)	3躯、 1棟	町	22号の2	平成元.2.16 (管)繁野区	河根747
	旧高野京街道六地蔵尊(第4)	2躯、 1棟	町	22号の3	平成元.2.16 (管)河根峠区	河根513
	牛王宝印版木及び木印	1枚、 1顆	町	28号	平成7.7.14	円通寺
無形民俗文化財	河根丹生神社蔵 能・狂言面	13面	町	37号	平成13.1.18	河根丹生神社
	椎出鬼の舞	1件	県	昭和39.5.28	椎出鬼の舞 保存会	椎出1の1 嚴島神社
記念物	高野参詣道 町石道 黒河道		国	昭和52.7.14 (名称変更 追加指 定) 平成27.10.7	九度山町 (高野町)、 (かつらぎ町) (橋本市、高野町)	慈尊院、下古沢 笠木 市平、北又、東 郷
	真田屋敷跡		県	昭和51.3.11	善名稱院	九度山1413、 1414、1415、 1420-3
	真田安房守昌幸墓地	1件	町	5号	昭和55.8.1	善名稱院
	南朝玉川宮伝承地 元長慶天皇御陵墓参考地 附・五輪石塔1基、宝篋印塔1基	1件	町	7号	昭和56.6.1	九度山町
	南朝玉川宮伝承地 観阿弥尼公墓所	1件	町	7号	昭和56.6.1	九度山町
	南朝玉川宮伝承地 玉川宮明野庵跡	1件	町	7号	昭和56.6.1	井本清史
	名勝 玉川峡(丹生の滝、三ツ滝を含む)		県	昭和33.4.1	(管)九度山町	丹生川・河根

資料：九度山町教育委員会

▼国登録有形文化財

種別	名称・員数	登録年月日	所有者・管理者	所在地
建造物	岡家住宅主屋	令和元.9.10	岡 勝行	九度山町入郷288の1
	岡家住宅部屋	令和元.9.10	岡 勝行	九度山町入郷288の1
	岡家住宅西蔵及び米蔵	令和元.9.10	岡 勝行	九度山町入郷288の1
	岡家住宅中門(なかもん)	令和元.9.10	岡 勝行	九度山町入郷288の1
	岡家住宅門屋(もんや)	令和元.9.10	岡 勝行	九度山町入郷288の1
	楓尾山明神社本殿	令和3.6.24		九度山町九度山
	楓尾山明神社摂社弁財天社本殿	令和3.6.25		九度山町九度山

資料：九度山町教育委員会

▼世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の本町登録資産

種別	名称・員数	登録年月日	所有者・管理者	所在地
世界遺産	重文 慈尊院弥勒堂	平成16.7.7	慈尊院	慈尊院
	重文 丹生官省符神社	平成16.7.7	丹生官省符神社	慈尊院
	高野参詣道町石道	平成16.7.7	九度山町	慈尊院・笠木 下古沢
	高野参詣道黒河道	平成28.10.24	九度山町	市平、北又、東郷

資料：九度山町教育委員会

▼社会体育施設

施設名	所在地	設置年度	施設の概要	利用種目
九度山町民プール	入郷	昭和52年	鉄筋コンクリートプール 及び管理棟 面積: 3,009m ²	水泳 大プール: 50m × 7 小プール: 小児用 水遊び場: 幼児用
九度山町若者広場	中古沢	昭和54年	野球用グラウンド及び夜間 照明施設 面積: 8,213m ²	野球 ソフトボールなど
九度山町民武道館	入郷	昭和60年	構造: 鉄筋コンクリート造 面積: 545m ²	柔道・剣道・ 空手・拳法など
九度山町民テニスコート	入郷	昭和60年	全天候コート2面 ※H21に1面増設 面積: 1,375m ²	テニス
九度山文化スポーツ センター	入郷	平成23年	構造: 鉄筋コンクリート造 面積: 2,292.51m ²	バドミントン テニス バレー ボール なぎなたなど
旧古沢小学校屋内運動場	中古沢	昭和55年	構造: 鉄骨造 面積: 595m ²	バレー ボール バスケット ボール バドミントンなど

資料：九度山町教育委員会

◆ 基本方針

本町が有する歴史文化遺産は、国民並びに町民の貴重な財産であり、かつ重要な観光資源であることから、本町の歴史や文化財の保護と活用を進めるとともに、町民の文化遺産の保護・活用の意識の高揚を図る学習機会の提供、文化財保護や啓発・広報を行う活動団体を支援します。また、町民の文化意識の向上のため、多様な機会を通した文化活動の振興を進めます。

町民の健康増進、体力の向上のため、子どもから高齢者が気軽に参加できる生涯スポーツの普及や指導者の育成に努めます。また、老朽化している体育施設は、計画的に改修・整備を進め、スポーツ環境の充実に努めます。

◆ 主要施策

1 文化・芸術の振興

ア 文化・芸術活動の推進及び展開

- 町民ニーズにあった文化・芸術活動の振興を支援するとともに、本町の文化・芸術活動を広く情報発信し、地域だけでなく、町外とも交流が活発になるように促進します。
- 児童生徒への文化・芸術教育の推進や文化・芸術を通して国際交流が活発になるように、国内外の情報の提供などに取り組みます。

2 地域文化の伝承・活用

ア 文化財の保存及び啓発

- 世界遺産に登録されている高野参詣道町石道や慈尊院、丹生官省符神社及びその周辺の山林の適正な保全に努めるとともに、その他の多くの文化財を保存し、町民の文化財に対する保護や保存への意識啓発を推進します。加えて積極的な情報発信の取組により、まちの活性化につなげます。

イ 日本遺産の活用

- 令和2年（2020年）6月に認定された日本遺産「女性とともに今に息づく女人高野～時を超える、時に合わせて見守り続ける癒しの聖地～」を活用し、情報発信や調査研究など継続的な取組を、関係団体と連携を図りながら推進します。

ウ 伝統文化・文化財の継承と保存、伝統的な祭りや行事等の伝承

- 椎出鬼の舞や丹生官省符祭、傘鉾、戎（えびす）のお渡りなどの伝統的な祭りや行事は町民の共有財産であり、後継者の育成など今後とも継承していくよう支援します。
- 伝統芸能や伝統産業の技術をデジタルアーカイブ化し、映像や3D技術で記録・保存します。オンライン講座やVR体験を通じて学習機会を提供するとともに、若者や海外への情報発信を強化し、伝統文化の継承、町の魅力発信を図ります。

工 伝統文化等を活用した交流の促進

■伝統産業である「紀州高野紙」の紙漉きの伝統と技術を伝承するため整備されている「紙遊苑」において、その場所や活用方法についての資料や体験の情報発信を強化し、伝統文化の発信拠点、体験拠点として有効活用が進むように支援します。

3 生涯スポーツの振興

ア 体育施設の整備・充実・活用

- 町民ニーズに配慮し、スポーツ・体育施設が安全に必要に応じて利用できるよう整備・充実を進め、より一層利活用されるように努めます。
- 九度山文化スポーツセンターをスポーツ振興の拠点として、より活発な利用を促すとともに、文化活動面における活用も推進します。

イ スポーツ指導者・団体等の育成

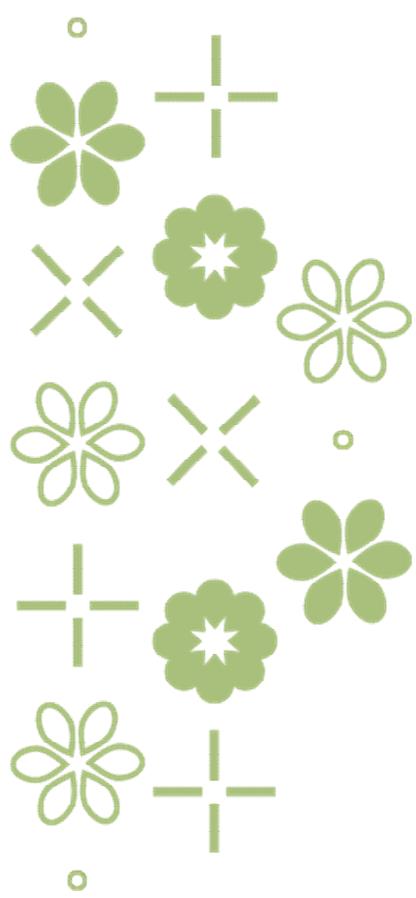
- 体育協会・スポーツ推進委員等の協力を得て、スポーツ指導者の発掘や育成、スポーツ団体の育成に努め、町民のスポーツへの参加がより活発になるように支援します。

ウ スポーツ大会等の活動の充実

- 九度山世界遺産マラソンなど、町内外で開催されるスポーツ大会への町民の参加を通して、本町のスポーツ競技のレベルアップを目指します。
- 町民が子どもから高齢者まで参加できる多様なスポーツの普及に努めるとともに、家族間の連帯や絆、地域の家族同士の交流を深めるため「スポーツレクリエーション」の振興を推進します。
- 平成27年度(2015年度)の「紀の国わかやま国体」でなぎなた競技を開催したことを契機に、中学校での体育において必修としている「なぎなた」の、本町における競技人口の増加を図るほか、毎年開催している「幸村杯なぎなた大会」を通じて本町の情報を全国へ発信していきます。
- 平成28年度(2016年度)から「なぎなたの聖地」を目指して始まった「幸村杯なぎなた大会」を充実・発展させます。全国大会開催による町民の連帯意識の向上やスポーツ活動の重要性に対する意識の高揚とスポーツ活動の一層の振興に努めます。



第5章 健やかでやすらぎのあるまちづくり



5-1 保健・医療の充実

現況と課題

町民が健やかに暮らせるために、健康であることが重要です。本町における死因で悪性新生物と心疾患が高水準となっています。特定健康診査や各種がん検診の受診をはたらきかけ予防を図っています。一方、母子の健康づくりにも力を入れており、各種健診・予防接種のほか、育児に関する相談窓口を設けています。不妊に悩む方のために、国や県と連携して不妊治療費用の負担軽減にも取り組みます。

心身両面における健康増進ができるよう、PR活動を行うほか、相談しやすい体制を整えます。

町民アンケートにおいて意見が多い救急医療体制の充実についても、伊都消防組合や地元医師会との連携により充実を図ります。

▼特定死因別死亡者数の推移（主要5死因）

	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	慢性 閉塞性 肺疾患	老衰	不慮の 事 故	自殺	その他の 死因
平成30年	17人	7人	7人	2人	3人	9人	3人	4人	18人
令和元年	23人	10人	10人	7人	2人	7人	4人	0人	27人
令和2年	18人	17人	3人	1人	1人	8人	2人	0人	20人
令和3年	19人	12人	8人	2人	1人	4人	5人	0人	19人
令和4年	② 23人	④ 10人	4人	⑤ 6人	2人	③ 15人	4人	1人	① 33人

* 表内の丸数字は、令和4年における死因別死亡者数の順番を示す。但し、上位5番目まで。

資料：和歌山県統計年鑑

▼保健・健康増進活動状況（母子保健）

活動項目	活動内容・対象等
○ 母子健康手帳の交付	保健師面談、母子健康カード作成
○ 妊産婦交流会	概ね1歳児とその母・妊婦の交流会、沐浴実習等個別指導
○ 離乳食指導	4~7ヶ月児、栄養士が個別指導、乳児健診に併設
○ ひよこクラブ	10ヶ月児から未就園児対象の親子教室、集団指導、個別相談
○ 思春期教室	中学生対象 助産師講義「命の尊さと性教育」
○ 乳幼児歯科保健指導	歯科衛生士による指導 健康相談で個別指導年12回 保育所等歯磨き教室年3回

(次ページに続く)

活動項目	活動内容・対象等
○ 発達相談	発達の遅れ、育てにくさのある子、育児不安等、個別発達検査・指導
○ すくすく健康相談	乳幼児と妊産婦、身体測定・保健指導、年12回実施
○ 10、12ヶ月児健康相談	身体測定・保健指導、年12回実施
○ 2歳児健康相談	身体測定・保健指導、年12回実施
○ 目と耳の健康相談	3歳児健診の事前健診、個別問診
○ 乳幼児健診（乳児健診）	4・6ヶ月、身体測定・保健指導・診察、年6回実施
○ 乳幼児健診（1歳半児健診）	1歳7~8ヶ月児、身体測定等、年6回実施
○ 乳幼児健診（3歳児健診）	3歳7~8ヶ月児、身体測定等、年6回実施
○ 家庭訪問	ハイリスク妊婦、新生児全戸訪問、乳幼児、産婦等
○ 産後ケア事業	助産施設・自宅で助産師等によるケア
○ 妊婦健診等受診券交付	妊娠・産婦・多胎妊娠・1ヶ月児健康診査・新生児聴覚検査受診券発行
○ 妊産婦アクセス支援事業	自宅から最寄り分娩施設が遠方の妊娠へ交通費・宿泊費を助成
○ 町出産祝金交付金	こどもの健やかな成長を願い町が交付 経済的子育て支援 要件あり
○ 妊婦のための給付金	妊娠時と出産時にギフト（現金）給付
○ 妊婦の初回産科受診料支援事業	低所得の妊娠対象 産科医療機関で妊娠の判定に要する費用の助成
○ 不妊治療費助成	一般不妊治療費助成、生殖補助医療先進医療費助成
○ 小児慢性特定疾患日常生活用具給付事業	要件を満たす日常生活に支障のある児へ日常生活用具を給付

資料：住民課

▼保健・健康増進活動状況（成人保健）

活動項目	活動内容・対象等
○ ヘルシー大学	成人健康基礎講座、年10回開催 健康推進員養成及びフォローアップ研修併設
○ 食と健康の教室	試食・講座・血圧測定、年12回実施
○ 健康相談	血圧測定、個別保健指導等
○ 脳トレーニング教室	介護予防事業、年10回実施
○ ふれあい会	健康相談の後、ミニ健康教室を実施

（次ページに続く）

活動項目	活動内容・対象等
○ 家庭訪問	精神保健・身障・生活習慣病・高齢者他
○ 特定健康診査・特定保健指導	40～74歳の国保被保険者 自己負担なし
○ 胃がん・肺がん・大腸がん検診	40歳以上、集団検診又は個別施設検診で自己負担なし
○ 乳がん検診	40歳以上の女性、集団検診又は個別施設検診で自己負担なし
○ 子宮頸がん検診	20歳以上の女性、個別施設検診で自己負担なし
○ ヤング健診	20歳から39歳対象 集団特定健診併設 自己負担なし
○ 肝炎ウイルス検診	40歳以上 肝炎ウイルス検診に相当する検査を受けたことがない人 自己負担なし
○ 歯周病検診	20. 30. 40. 50. 60. 70歳になる当該年度対象 県内医療機関 自己負担なし
○ 生活習慣病重症化予防事業	がん検診以外の集団健診で特定保健指導対象者以外の要指導者へ保健指導
○ 糖尿病性腎症重症化予防事業	40～74歳の国保被保険者 糖尿病要医療受診勧奨 医療機関で栄養保健指導
○ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業	後期高齢者医療被保険者 高血圧要医療者受診勧奨、サロン事業で集団指導等
○ 人間ドック	30代国保被保険者と社保で受診機会のない人 定員あり 町内医療機関で実施
○ 人間ドック助成	人間ドック費用の一部助成 40歳以上の国保被保険者 後期高齢者医療保険被保険者
○ がん患者医療用補整具購入費助成事業	ウィッグ、補整下着等医療用補整具購入の一部助成

資料：住民課

▼保健・健康増進活動状況（予防接種など）

活動項目	活動内容・対象等
○ 定期接種（A類）	接種の努力義務あり ロタウイルス B型肝炎 肺炎球菌 五種混合 二種混合 BCG 麻しん・風しん 水痘 日本脳炎 ヒトパピローマ
○ 定期接種（B類）	希望者に実施 自己負担あり 高齢者 季節性インフルエンザ 高齢者の肺炎球菌 新型コロナウイルス 带状疱疹
○ 带状疱疹ワクチン接種費用助成	50歳以上 生ワクチンまたは不活化ワクチン費用を一部助成

資料：住民課

◆ 基本方針

町民が自発的に健康づくりに取り組み、健康な生活が送れるような意識啓発を行うとともに、各種健診（検診）の受診率の向上を促し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療が行われるように取組を推進します。

また、母子保健の充実を図り、若い世代が安心して、子どもを生み、子育てできる環境づくりを推進します。

さらに、町民の悩みや不安の改善・解消や、精神障がい者の社会参加の拡大を図るため、各種メンタルヘルス対策を進めます。

地域医療・広域治療体制については、町民が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣市町と連携を図り、医療体制のシステムづくりや体制づくりを推進します。

◆ 主要施策

1 保健・衛生体制の充実

ア 生活習慣病対策の充実

- 特定健康診査・特定保健指導及び各健診と各種がん検診の受診率を向上させるための周知に努め、生活習慣病の予防の充実を図ります。
- 健康に関する講演会や相談窓口の充実など、町民の健康に対する意識啓発・意識向上に努め、疾病の早期発見・早期治療を促進します。

イ 母子保健の充実

- 母子ともに安心して暮らせるよう、各種健診・予防接種や相談事業の充実を図るとともに、感染症予防のため、予防接種率の向上に努めます。
- 不妊に悩む方のために、国・県と連携して不妊治療に係る費用負担の軽減を図ります。
- 母子の健康づくりについては、育児に関する不安が解消されるよう相談窓口を充実し、安心して育児ができるよう、一人ひとりに対応した体制を整備します。また、疾病予防など健康面でも安心して対応できるように支援を充実します。

ウ 高齢者等への健康づくり支援

- 疾病や加齢により心身の機能が低下してきた人を対象に、介護予防の視点から機能訓練などを実施し、日常生活の自立と生活の向上が図れるよう支援します。
- 保健サービスと医療・福祉など、他の予防事業と相互調整し、訪問指導事業の充実を図ります。

2 健康づくり活動の推進

ア 健康増進活動の推進

- 町民の総合的な健康保持増進を図るため、特定健康診査・特定保健指導の受診率向上に努め、メタボリックシンドローム等の予防に向けた取組を推進します。
- 各種がん検診の受診率向上のため、あらゆる機会を活用してPRを推進します。
- 特定健康診査・がん検診などのオンライン予約システムの導入を検討し、健診（検診）率向上を図ります。
- 窓口の対応や電話、家庭訪問等で丁寧に相談を受け必要な制度に繋ぎ、心身共に住民の健康長寿を目指します。

イ 健康管理・増進施設の活用強化

- 健康づくりの意識啓発のため、各種イベントでのPRやセミナーを開催し、健康づくりのきっかけづくりに努めます。
- 本町の健康づくりの拠点としてふるさとセンターの活用を町民に情報提供するとともに、各地域では既存施設を有効活用した健康づくりの拠点を整備します。
- 一人ひとりの年齢や体力に合わせた、無理なく楽しくできる健康づくり事業を実施し、町民の健康維持、向上を促します。

ウ 健康管理・健康相談の充実

- 健康に関する相談・指導、健康教室等を充実させ、生活習慣やライフスタイルの見直しができる機会を提供します。
- 子どもの健康管理に男女ともに積極的に関わり、家族的責任が果たせるように誰もが子どもの健康相談をしやすい体制の充実を図り、子どもの健康関連情報の提供を充実させます。

エ 心の健康づくり

- うつ病やひきこもりなどの心の病への対策のため、相談体制の充実など、心の健康づくりを推進します。

3 救急医療体制の充実

ア 救急医療体制の強化

- 伊都消防組合及び地元医師会など医療機関との連携を強化し、救急医療体制の充実を図ります。

イ 通院ネットワークづくりの推進

- 高齢者世帯などの交通弱者の医療施設等への交通費負担の軽減及び交通手段の確保のため、シルバータクシー助成事業などの支援を充実します。
- 認知症初期集中支援チームの活動により、医療につながっていない認知症への早期対応を図ります。

5-2 社会福祉の充実

現況と課題

本町にでは第3期九度山町福祉計画（令和6年度（2024年）～令和10年度（2028年））において「健やかでやすらぎのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、高齢者・障がい者、ひとり親世帯、生活困窮者などへの横断的な支援を推進しています。

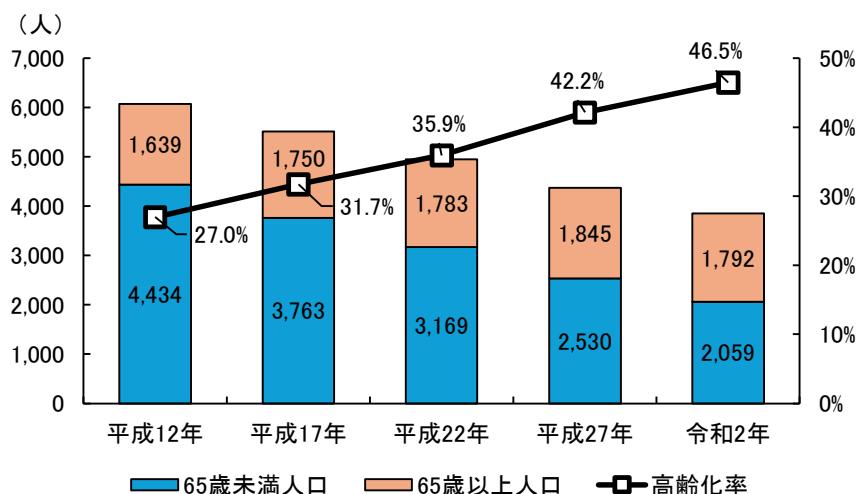
多様化する福祉課題に対応して安心して生活が送れるよう、各福祉分野でのきめ細かなサービスの充実が重要となっています。

▼福祉施策項目一覧

医療費扶助項目	その他の扶助等項目
①老人医療費扶助	①介護扶助
②乳幼児医療費扶助	②重症心身障害者福祉手当
③子ども医療費扶助	③心身障害者扶養共済保険加入扶助
④ひとり親家庭医療費扶助	④重症心身障害児扶助
⑤重度心身障害児(者)医療費扶助	⑤聴覚障害児扶助
⑥更生医療費扶助	⑥ひとり親家庭扶助
⑦特別医療費補助	⑦生活保護者等扶助
⑧育成医療費扶助	⑧原爆被爆者扶助
⑨療養介護医療費扶助	⑨死亡弔慰金
	⑩高齢者住宅改修事業扶助
	⑪介護保険利用者負担額減額扶助
	⑫障害児通所支援事業所等利用者給食費助成扶助

資料：福祉課

▼高齢者人口等の推移



資料：国勢調査

▼高齢者の単身世帯状況

	性別	65歳以上 人口	65歳以上 単身世帯数	65歳以上 単身世帯割合
平成17年	男	730人	59戸	12.6%
	女	1,020人	170戸	
平成22年	男	743人	281戸	16.2%
	女	1,040人		
平成27年	男	775人	321戸	19.5%
	女	1,072人		
令和2年	男	774人	322戸	18.0%
	女	1,018人		

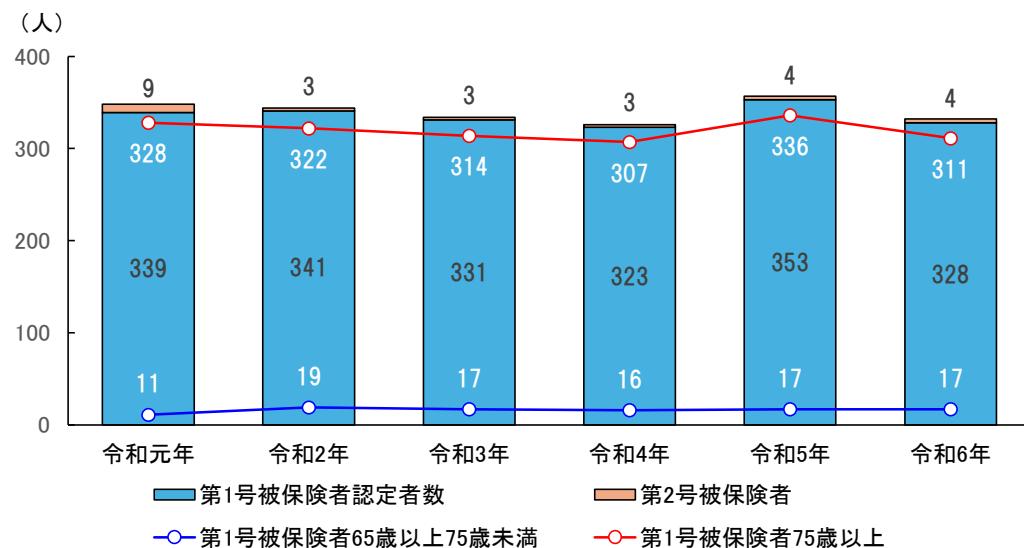
資料：国勢調査

▼高齢者の就業人口

	性別	全就業者数	65歳以上 就業者数	全就業者に占める 高齢就業者の割合	65歳以上人口に 占める就業者割合
平成22年	男	1,289人	290人	22.5%	39.0%
	女	1,037人	218人	21.0%	21.0%
平成27年	男	1,060人	262人	24.7%	33.8%
	女	632人	120人	19.0%	11.2%
令和2年	男	990人	320人	32.3%	41.3%
	女	858人	249人	29.0%	24.5%

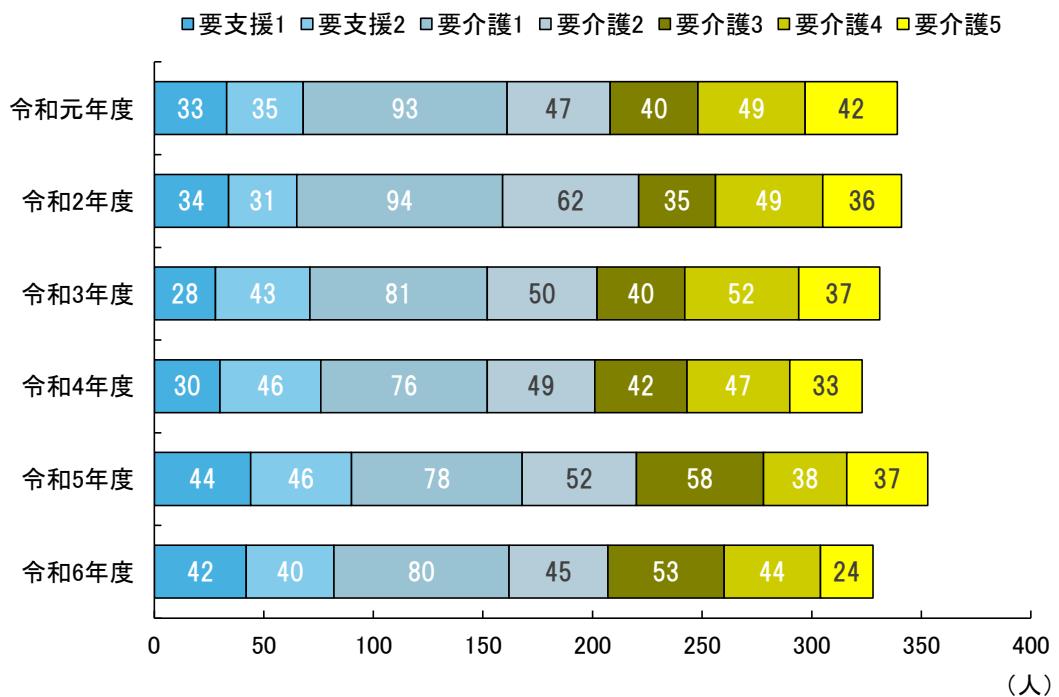
資料：国勢調査

▼要介護認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告

▼要介護度別認定者数の推移



資料：介護保険事業状況報告

▼身体障害者手帳所持者の障がい内容・要求別の状況（令和7年4月1日現在）

	重度		中度		軽度		合計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障がい	3人	4人		1人			8人
聴覚障がい		4人	3人	2人		11人	20人
言語機能障がい				3人			3人
肢体不自由	3人	20人	26人	43人	13人	9人	114人
内部障がい	40人		15人	23人			78人
合計	46人	28人	44人	72人	13人	20人	223人

資料：福祉課

▼療育手帳所持者数の内訳（令和7年4月1日現在）

	最重度		重度		中度		合計
	A1	A2	B1	B2			
18歳未満			3人		1人		3人
18歳以上		4人	10人		13人		15人
合計		4人	13人		14人		18人
							49人

資料：福祉課

▼精神障害者保健福祉手帳所持者（令和7年4月1日現在）

1級	2級	3級	合計
4人	18人	10人	32人

資料：住民課

▼ひとり親家庭の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
母子家庭	27世帯	33世帯	34世帯	34世帯	39世帯
父子家庭	4世帯	3世帯	4世帯	3世帯	3世帯
合計	31世帯	36世帯	38世帯	37世帯	42世帯

資料：福祉課

▼生活保護の状況

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
被保護世帯	16世帯	18世帯	20世帯	20世帯	19世帯
被保護人員数	20人	21人	22人	26人	25人

資料：福祉課

▼シルバータクシー助成事業実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録世帯	546世帯	555世帯	593世帯	594世帯	599世帯
件数	4,120件	4,301件	4,551件	4,483件	4,450件
決算額	3,979,030円	4,244,930円	4,887,380円	4,905,240円	4,820,020円

資料：福祉課

◆ 基本方針

多様化する福祉課題に対応し、安心して生活が送れるように、地域での支えあいや助けあいが重要となっています。その中で、各福祉分野でのサービスの充実が求められています。

高齢者が住みなれた地域で、健やかでやすらぎのある暮らしができる支えあいのまちづくりを目指し、総合的な保健医療・福祉・介護サービスの充実を図り、地域包括ケアシステムの実施に向け、高齢者施策を推進します。

障がい者が住みなれた地域で、安心して自立した生活を過ごすことができるよう、在宅・施設サービス、保健医療体制等の充実を図るとともに、障がいのある人もない人もお互いに理解し、支えあうことができるような福祉教育の推進や啓発・交流活動などの促進、及び相談支援体制の充実を図ります。

ひとり親家庭が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立できるよう、また、子どもが心身とともに健やかに成長できるよう、相談窓口を充実し、自立に向けた支援を行います。

生活に困窮している人が自立した生活ができるよう、和歌山県と連携し、生活困窮者自立支援制度の普及を促すために相談窓口の充実を図ります。

◆ 主要施策

1 高齢者福祉の充実

ア 高齢者の生活支援の充実

- 住みなれた地域で元気に暮らせるよう、地域包括ケアシステムの中心としての地域包括支援センターの機能を強化し、高齢化への対応を今後も継続します。
- 介護予防・生活支援サービス事業の実施に向け、先進事例の研究、研修への参加、地域における担い手の把握など、関係者で検討を行い、導入を促進します。
- 地域全体で認知症の人の生活を支えることができるよう認知症の正しい理解の普及を図るとともに、認知症の見守りや早期発見・早期対応ができるよう、また、認知症になっても住みなれた地域で生活を送ることができるよう取組を進めます。
- 高齢者が安全で安心して自立した生活ができるよう、シルバータクシー助成事業の拡大や福祉有償運送事業等の充実を図ります。

イ 高齢者保健サービスの充実

- 総合相談の様々な相談から、介護予防対象者を基本チェックで把握し、通所や訪問の事業により支援します。

ウ 高齢者の健康づくりの充実

- 介護予防を目的とした健康相談、介護予防教室、訪問指導を積極的に実施し、一般高齢者の健康づくりに関する多様なニーズに対応できるよう取り組みます。

- 介護予防教室等で、対象者に応じたフレイル（虚弱）対策を行います。
- 高齢者が身近な場所で気軽に集まり、交流できるサロン事業の充実を図ります。
- 高齢者と関係機関、地域団体と連携し、交流できる機会の充実を図るとともに、保育園児や幼稚園児などとの世代間交流を推進します。

工 介護保険制度の充実

- 利用者や事業者、行政と一緒に、サービスの質の向上を積極的に支援し、介護保険サービスの適正な利用を促進します。また、住民の互助を支援する生活支援体制整備事業を推進します。

才 高齢者を支える地域ケア体制の充実

- 高齢者一人ひとりに合わせたサービスを提供するために、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどを一体的に提供できる地域包括ケアシステムを推進します。
- 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り体制の整備を引き続き推進します。
- 地域の高齢者等の見守りサービスとして、「緊急通報システム事業」・「見守り電話サービス事業」を民間事業者と連携して提供します。
- 高齢化の進展を踏まえ、介護・福祉・保育等の地域を支える業務に従事する方々の養成・確保策を検討し、福祉分野の人手不足解消を図ります。
- 災害時要援護者の台帳整備の充実を図るとともに、地域住民や消防団等との連携により、災害発生時に、迅速に避難・救助活動、安全確認ができるよう体制づくりを推進します。

力 高齢者にやさしい施設整備

- 住みなれた自宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険制度の住宅改修について、町民に周知し、住宅のバリアフリー化に取り組みます。
- 公共施設のバリアフリー化を引き続き推進します。

2 障がい者福祉の充実

ア 教育・啓発活動等の推進

- 障がいのある人が誤解や偏見、社会的な不利益を受けることがないよう、障がい者差別解消協議会や自立支援協議会の権利擁護部会を通して、引き続き啓発に努めます。
- 広報活動の充実を図るため「広報くどやま」へ定期的に障がい者福祉に関する情報を掲載し、広く正確な情報の普及に努めます。
- 小・中学生が障がいのある人に対して理解を深めることができるよう、学校教育において、福祉教育の充実を図ります。

イ ネットワーク化によるサービスの充実

- 橋本・伊都地域自立支援協議会を中心として、個別困難事例等のケース会議を通じ、伊都・橋本地域での問題点を解消するため、関係機関との連携を強化します。

- 橋本・伊都障がい者相談支援センターの上部組織である橋本・伊都地域基幹相談支援センターにおいて、相談支援の一層の充実を図ります。
- 橋本・伊都障がい者就業・生活支援センターにおいて、就業に向けた相談、職場実習や職業準備訓練等の斡旋、就職活動の支援を促進します。

ウ まちのユニバーサルデザイン化の推進

- 私鉄駅や道の駅におけるバリアフリー化を促進し、町内の歩道の整備、道路障害物の排除等、交通のバリアフリー化を推進します。
- 公共建築物等におけるユニバーサルデザイン化を推進します。
- 身体に障がいのある人が在宅で自立した生活を送るため、住宅改善に関する相談とともに、住宅改造助成制度の活用による住宅の改善、ユニバーサルデザイン化を促進します。

エ 安全・安心な暮らしの推進

- 災害時における支援体制を整備するため、地域において自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が連携して、災害時要配慮者情報を共有するとともに、避難誘導マニュアルを整備し、災害や緊急時における安全を確保します。

オ 社会参加のための支援の充実

- 障がい者の雇用促進のための啓発を推進します。
- 福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行を促進します。
- 各種団体と連携し、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。
- 本人・家族が相談できるよう、障がい者相談支援員に結び付くようにし、社会参加の糸口を作ります。
- 福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行を促進します。引き続き九度山町身体障害者会への補助を行い、会員募集の案内をします。

カ 障害者総合支援法に基づく取組の推進

- 家族との同居やひとり暮らしが困難な要援護者が、可能な限り自立して地域で暮らせるように、グループホームの確保に努めます。

3 ひとり親家庭の支援

ア 経済的自立の支援

- 児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金などの経済的支援とともに、母子・父子自立支援プログラムの策定やハローワーク等との連携による就業の相談などの就業支援を行い、自立を促します。

イ 子育て・生活支援

- 母子・父子自立支援員による相談支援やひとり親家庭が抱える問題の各種相談の充実に努めます。

4 生活困窮者の支援

ア 生活困窮者自立支援制度の推進

- 生活に困窮している人が自立した生活ができるよう、生活困窮者自立支援制度に基づき、和歌山県と連携した相談窓口の充実を図り、就業支援や生活困窮世帯の子どもの学習支援を促進します。
- 生活困窮者が在宅生活の維持が困難となっても、国城寮などの施設を活用することにより、圏域で安心して生活ができるよう支援を進めます。

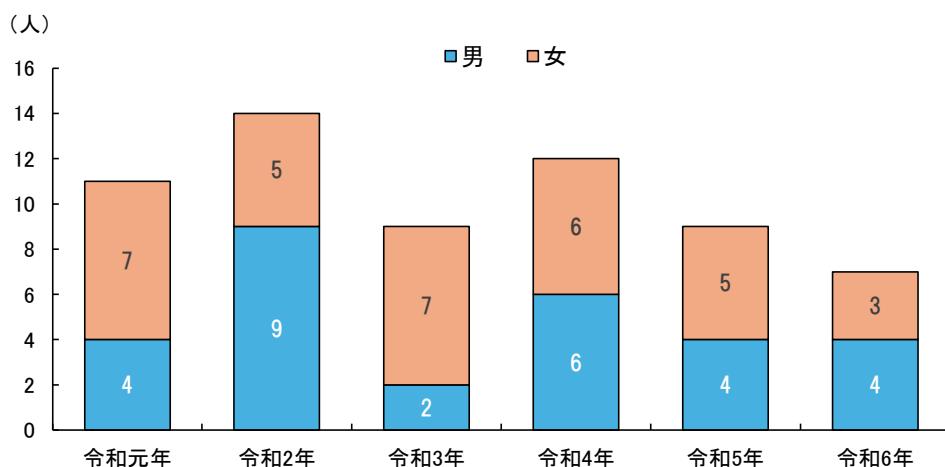
5-3 子育て支援の充実

◆ 現況と課題

本町では、九度山町第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））で子ども・家庭・地域がつながるまちづくりを基本理念に掲げて、子育て世代が安全で安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

令和8年度に開設予定の「九度山町こども家庭センター（仮称）」を基盤として、地域における子育て支援の充実を図っていきます。

▼出生数の推移



資料：和歌山県人口動態統計

▼九度山保育所入所者数と充足率の推移（各年度4月1日）

	乳児	1～2歳児	3歳児	4歳児以上	計	定員	充足率
令和2年	0人	22人	11人	28人	61人	60人	102%
令和3年	3人	15人	18人	28人	64人	60人	107%
令和4年	0人	23人	4人	31人	58人	60人	97%
令和5年	1人	15人	9人	21人	46人	50人	92%
令和6年	2人	13人	10人	13人	38人	40人	95%

資料：福祉課

◆ 基本方針

本町の出生数は年間10人未満と減少傾向となっていることから、行政と地域が一体となって一人ひとりの子どもが健やかに育つことができるよう、きめ細かな支援を行うことを基本とします。

本町の子育てに関する基本理念は～子ども・家庭・地域がつながるまちづくり～とし、九度山町子育てに関する基本方針は、「①子どもの権利を尊重し、健やかな成長を支えるまちづくり、②家

庭（親）が安心して子育てできる環境づくり、③地域全体で子育てに協力できる環境づくり」を掲げ、各事業を推進します。

子育て支援サービス事業とともに、定住促進のための取組が重要となっています。本町の子育てのニーズを的確に把握し、地域や家庭と連携し、子育て世代が安全で安心して暮らせる地域づくりを目指していきます。

◆ 主要施策

1 子育て支援環境の整備

ア 保育所運営の支援と充実

■幼稚園や広域保育所等と連携を強化し、待機児童を出さないよう体制整備を推進します。

イ 地域に開かれた保育所・幼稚園づくり

■保育所を利用していない親子が安心して子育てできるよう、開放保育や子育て相談を充実し、入園前の子どもや保護者との交流を図ります。

■保育所・幼稚園の行事に地域住民の参加を呼びかけるなど、地域との交流活動を行います。

ウ 児童の遊び場の確保

■福祉施設を含めた公共施設全体を通じ、個別施設計画等を活用し、地域住民の要望やその活用実態を踏まえつつ、計画的な修繕及び建替を検討します。

■子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、今後は現存する公園の管理及び遊具の定期的な検査を行い、必要に応じて修繕撤去を行います。

2 地域・家庭における子育て支援の充実

ア 家庭における子育て支援の充実

■家庭の教育力の向上を図るため、保護者同士の交流、学習情報の提供や共有、子育てに関する相談・助言などの子育て支援を図るとともに、家庭教育の担い手である保護者が親として成長するために、保護者学級での研修の充実を図ります。

■子育て世帯の経済的負担を軽減するため、生活支援や医療費助成等、国や和歌山県の制度に基づく事業及び町独自の事業等の実施とこれらの事業等の周知に努めます。

■予防接種のスケジュール管理や健診の記録、発育記録などをスマートフォン上で簡単に確認できる「母子手帳アプリ」の導入を検討し、アプリを通じた支援情報の提供など、さらなる支援拡充を図ります。

■「九度山町こども家庭センター（仮称）」を基盤として地域における子育て支援の充実を図ります。

イ 子育て支援団体の育成

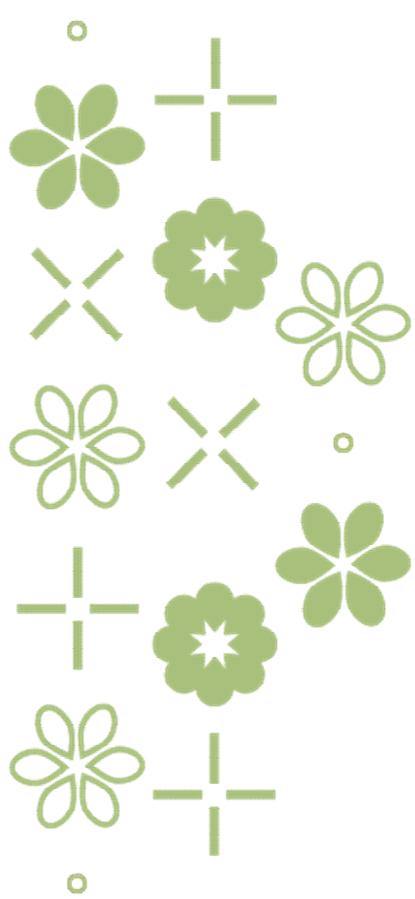
- 地域で活動している子育て支援団体やネットワークについての情報提供を推進します。
- 子育てサークル活動への参加の促進と各サークルが自立した活動ができるよう、各種団体の情報共有や連携・交流ができる場を設けるなど、子育て支援のネットワークづくりや学童保育の充実を図ります。

ウ 地域で取り組む子育て支援の促進

- 地域における子育て支援の基盤として「子育て支援センター」の機能の充実を図っていきます。
- 地域で活動する主任児童委員、民生委員・児童委員、母子保健推進員の連携を密にし、広報や各種研修会への参加の促進により、地域における子育て相談や訪問事業を含めた支援体制の充実を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会は、町内の子どもや妊婦への虐待の発生予防・早期発見・早期対応するため支援体制を充実し、「九度山町こども家庭センター（仮称）」とも連携していきます。



第6章 住民との協働と効率的な行財政運営等の推進



6-1 町民参加による行政運営の推進

◆ 現況と課題

本町では、高齢化率が4割を超える中で、福祉のみならず地域の課題が複雑化・多様化しています。こうした課題に対応するためには、行政と町民が協働し、連携によるまちづくりが求められます。行政は、町民アンケートや意見交換、審議会などを通じて町民や地域のニーズを把握します。町のホームページや広報紙等を活用するほか、本会議の様子をインターネットによる配信を行うなど積極的な情報発信や情報提供を行うことで開かれた町政を進めています。

河川や観光地の清掃、美化活動など、町民が主体的な活動を行ったり、地域ボランティア組織などによる積極的なまちづくりを図っていきます。

また、産業振興や社会基盤整備、社会福祉などの分野で、町民の創意工夫を活用した体制づくりが重要な課題となっています。

◆ 基本方針

広報・広聴活動の充実や情報公開等を推進しながら、地域課題等の解決に向けた町民との関係を構築するとともに、町民の行政への関心を高め、役割分担を明確にし、町民と協働でまちづくりを推進します。

また、官民一体となったまちづくりを推進していくため、町民自らが創意工夫を活かし、参加できる体制づくりに努めます。

◆ 主要施策

1 地域活動の普及と充実

■各地の地域活動が充実していくよう人材育成や広報活動経費など支援に努めます。

2 開かれた町政の推進

■町民総参加のまちづくりを推進するために、必要に応じて地域課題やまちづくりについて、自治会や各種団体、町民等と町長が直接対話する機会を設けます。

■町民の意見等を幅広く求めるために、町ホームページによる意見提言制度等の活用を図るとともに、町政を進める上で重要な役割を果たすまちづくりに関する審議会や協議会、委員会等に町民が積極的に参加できる機会の拡充を図ります。

3 情報公開の推進・個人情報の保護

■公正で開かれた町政を推進するため、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な町政に関する情報提供に努めるとともに、適切な情報公開制度の運用を図ります。

■本町の行政課題や調整の方向を審議する審議会等の会議の公開に努めます。

- 個人情報等の保護が適切に実施できるように職員への研修や庁内の体制づくりに努めます。特に、平成28年（2016年）から導入されたマイナンバー制度で求められる個人情報等の安全管理基準を満たすため、引き続き体制の強化を図ります。

4 広報広聴活動の充実

ア 町長部局

- 町政の情報を提供するため、広報紙「広報くどやま」の紙面のより一層の充実を図ります。
- 速やかな行政情報の提供のため、町ホームページを活用した広報を積極的に推進します。
- 住民が活用できる広報ページの検討、広報紙とインターネットの併用による広報活動の充実を図ります。

イ 議会

- 議会の活動内容を周知するため、「こんにちは！議会です」の内容のより一層の充実を図ります。また、本会議の様子をインターネットで配信することを検討します。
- 町ホームページを活用し、議会情報の速やかな提供を積極的に推進します。

6-2 行財政の健全化と効率的な運営

◆ 現況と課題

少子高齢化や人口減少、経済環境の変化にともない、財政は厳しい状況にあります。町民のニーズは、生活環境の変化からますます多様化していきます。

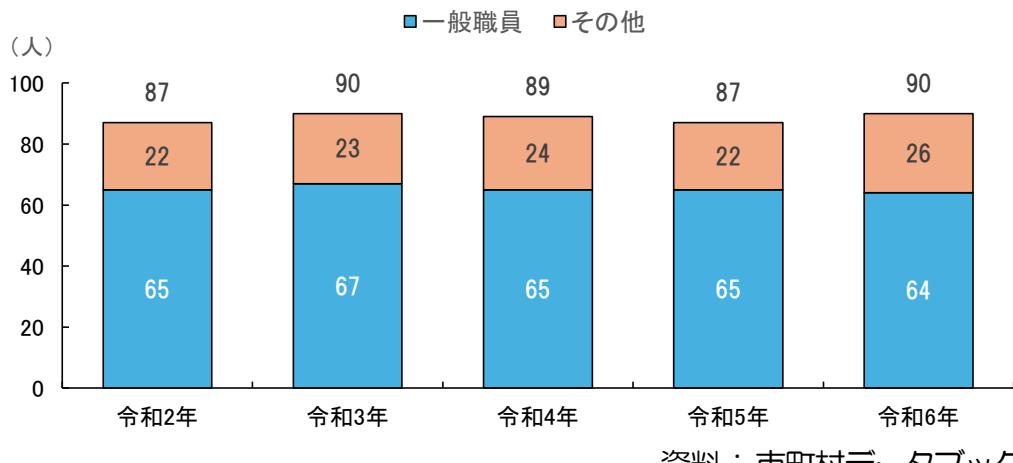
このような行政課題に取り組み、町民と行政が協働してまちづくりするためには、限られた資源を活用するとともに、デジタル活用も含めた効率化を進めながら、財政基盤の強化を図っていくことが重要となっています。

▼財政構造の状況（令和5年）

決算額構成比	区分	構成比
	義務的経費構成比	32.0%
	人件費比率	15.7%
	扶助費比率	5.9%
	公債費比率	10.4%
	他会計への操出金の構成比	7.0%
区分		決算額
基金残高(町民1人当たり)		527,432円
起債残高(町民1人当たり)		1,051,579円

資料：市町村データブック

▼職員数の推移



資料：市町村データブック

◆ 基本方針

「九度山町定員適正化計画」に基づき、職員数の適正化などを図り、今後も、計画を継続して進めるとともに職員の意識改革の推進や資質・能力の向上、簡素で計画的、効率的な行財政運営を推進します。

1 財政の健全化の推進

- 本町の決算に基づき算定した「健全化判断比率」及び「資金不足比率」はともに基準を下回っていますが、引き続き計画的、効率的な財政運営を推進するとともに、財政状況の変化等に柔軟に対応するため、中長期的な視点から財政運営に取り組みます。
- 施策の実施については、緊急性や必要性、事業効果、後年度負担などの面から検討を行い、早期に対応すべき事業については財源の重点的な配分に努めます。
- 公営事業については、今後とも「独立採算制の原則」を基本とした運営に取り組み、事業の効率化、合理化等による経費節減を図りながら、令和5年度に策定した経営戦略を元にした簡易水道及び下水道の料金改定による運営健全化を進め、一般会計からの繰出減に努めます。
- 現在、有効活用されていない土地や家屋等の公有財産については、売却も含め有効活用方法を検討します。
- ふるさと納税を積極的にPRし、財源確保とともに本町の知名度向上に努めます。

2 組織の効率化の推進

- 多様・複雑・高度化する行政需要に、迅速かつ的確に対応し、活力のある町運営を進めるために、組織や事務事業の見直しによる効率化を、これまでと同様に継続的に推進します。
- 組織の見直し等に伴う職員配置の適正化を図るとともに、職員の計画的な採用による職員数の適正化や年齢構成の是正に努めます。
- 職員が柔軟な発想で町民へのサービス意識やコスト意識を持って職務を遂行するよう、人事評価制度の導入などにより意識改革を推進します。
- 「九度山町人材育成基本方針」に基づき、職員に対して計画的、効果的に研修を実施し、職員の能力と資質の向上を図ります。

3 事務の簡素化・効率化（行政の情報化・電子自治体の推進）

- 住民サービスの向上や行政事務の簡素化、合理化のために、各種システムの導入や電子申請等への対応に努め、自治体DXを推進します。
- 自治体DXの推進にあたっては、誰もが安心してデジタル技術を活用できるよう、デジタルデバイド（情報格差）に配慮した環境づくりを進めます。
- 個人情報の流出が大きな社会問題となっていることから、情報セキュリティ対策の強化や個人情報などの情報資産の適正な取扱いにより、情報システムの安全性、信頼性を確保します。
- 災害発生時に迅速な対応が可能な行政システムの構築や非常時にバックアップが可能な行政情報データの整備を推進します。また、必要に応じて、様々な災害等に備えた緊急時業務継続計画を改定します。

6-3 広域的な行政活動の推進

◆ 現況と課題

近年、町民の生活圏・経済圏は町域や県域を越えた広がりを見せており、大阪圏を含む周辺地域との結びつきが強まっています。行政サービスへのニーズも多様化しており、専門的な分野においては、広域的な連携と協力が求められています。

本町は、「橋本周辺広域市町村圏組合」を構成し、ごみ処理や休日急患診療所運営に対応しています。また、一部事務組合方式により、老人福祉施設や児童福祉施設の設置、し尿処理、消防など、福祉・環境・防災分野での共同取組も進めています。

観光振興の分野や、移住支援の分野においても、広域連携の展開を図ることが重要です。

◆ 基本方針

住民生活圏の拡大や行政の効率化が求められる中で、広域的な行政需要や課題に的確に対応するとともに、効率的、合理的な行政運営を促進するために、近隣市町相互の地域特性を活かした広域行政を推進します。

◆ 主要施策

1 広域行政の推進

- 現在、広域市町で共同設置している老人福祉施設などの効率的、効果的な運営を促進するとともに、今後、より広域的に取り組む必要があると考えられる福祉や医療、防災、交通、観光等の分野においては、広域的な取組の視点に立った行政を推進します。
- 各種の公共施設をより活用していくために、町民のニーズに対応し周辺市町と相互利用協定を結び、施設の有効利用の促進と町民サービスの向上を促します。

2 周辺市町との連携強化

- 広域的な課題である交通基盤の整備促進や医療体制の充実、観光の推進等を図るために、これまで以上に周辺市町との連携強化に努めます。

▼橋本・伊都圏域の人口・面積等

	市町名	人口		世帯数	面積	
		人数	構成比		面積	構成比
令和2年	九度山町	3,856人	4.61%	1,528戸	44.15km ²	9.50%
	橋本市	60,818人	72.74%	24,028戸	130.55km ²	28.20%
	かつらぎ町	15,967人	19.10%	6,223戸	151.69km ²	32.70%
	高野町	2,970人	3.55%	1,408戸	137.03km ²	29.60%
	合計	83,611人	100.00%	33,085戸	463.42km ²	100.00%

資料：市町村データブック

▼本町に関係する一部組合

事務分類	一部事務組合名称	共同処理する事務	構成市町村	設置年月日
地域開発計画	橋本周辺広域市町村圏組合	▶広域圏計画に基づく事業 ▶ごみ処理施設の設置運営及び管理 ▶知的障がい者更生(入所)施設用地の取得及び管理 ▶介護認定審査会の設置運営 ▶障害者総合支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営 ▶休日急患診療所の運営 ▶病院群輪番制の運営	橋本市及び伊都郡3町	平成11.3.1
厚生福祉	伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合	▶児童福祉施設の設置、管理運営	橋本市及び伊都郡3町	昭和53.4.26
	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	▶老人福祉施設の設置、管理運営 ▶介護保険法に関する事務	橋本市及び伊都郡3町	昭和29.1.30
環境衛生	橋本伊都衛生施設組合	▶し尿処理施設の設置、管理運営	橋本市 かつらぎ町 九度山町	昭和36.2.25
防災	伊都消防組合	▶消防・救急 ▶液化石油ガス関連事務 ▶高圧ガス関連事務 ▶火薬類関連事務	橋本市 かつらぎ町 九度山町	昭和54.7.26
その他	和歌山県市町村総合事務組合	▶退職手当支給事務 ▶議会の議員その他非常勤の議員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償事務 ▶公立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償事務	8市県内全町村及び44一部事務組合 1広域連合	昭和34.4.1
	和歌山地方税回収機構	▶市町村税、国民健康保険税(料)及び個人県民税の滞納整理 ▶滞納処分の執行停止の適否の判定 ▶市町村議員に対する徵収業務に関する研修	県内全市町村	平成18.4.1

資料：市町村データブック

九度山町 第5次長期総合計画 後期基本計画

令和8年3月

発行：九度山町

編集：九度山町企画公室

〒648-0198 和歌山県伊都郡九度山町九度山 1190

電話 0736-54-2019 FAX 0736-54-2022

URL : <https://www.town.kudoyama.lg.jp/>



令和8年3月

九度山町
KUDOYAMA TOWN